

—勝沼バイパス道路建設に伴なう—

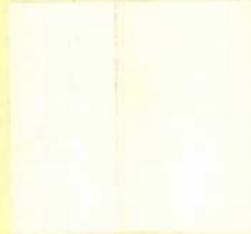
# 古代甲斐国の考古学調査

(東八代郡一宮町坪井～東原における埋没条里遺構半折形と聚落址)

(本文編)

埋没条里研究 I

昭和49年3月



山梨県教育委員会

## 目 次

1 調査担当にあたって	山本 寿々雄	1頁
2 署序と遺構	森本 圭一	3頁
3 杭 No. 313地点住居址群について	山崎 金夫	8頁
4 杭 No. 319地点住居址群について	森本 圭一 里村 晃一	18頁
5 杭 No. 337地点住居址について	山崎 金夫 塩島 由喜男 川崎 昌宏	36頁
6 杭 No. 344・350地点住居址について	同	37頁
7 うね状遺構について	森本 圭一 竹内 清志	38頁
8 住居址のまとめ	森本 圭一 山崎 金夫	41頁
9 条里地割(半折形)と通水遺構	山本 寿々雄 里村 晃一	44頁
10 条里地割遺構と墨書き器についての考察	山本 寿々雄	53頁
11 出土遺物とその考察	菊島 美夫	61頁
12 杭 No. 337地点住居址、319地点4号ならびに 10号住居址の考察	同	67頁
13 山梨県における晩期土師編年について	同	69頁
14 出土遺物表		71頁
15 トレンチならびに住居址出土の陶器	山本 寿々雄	81頁
16 総括	同	84頁
17 写真(図録編)	里村 晃一 田村 正和	

## 序

先年に引きつづいて勝沼バイパス道路建設にあたり、その緊急調査として東八代郡一宮町坪井～東原にかける道路敷内の発掘調査を昭和48年9月24日から12月1日にかけて実施しました。

多忙な公務を他に有しながら調査の担当を直接手がけられた、山本寿々雄氏によつて主唱されてきた埋没条里は半折形のプランを検出し、さらに一部空間には通水構築を伴なうものであったこと、聚落址群は小豎穴の複合することなど例のない状況を記録保存することになりました。

埋没する条里についてはすでに長野県教育委員会の実施した、同県更埴市内の条里遺構が詳細な報告書としてまとめられており（昭和43年）、最近では京都大学安満遺跡調査団がおこなった、大阪府高槻市内の同大学付属高槻農場の調査があります（昭和48年）。

このようなことを知つてまいりますと、勝沼バイパス道路建設予定の道路敷にその一部をのぞかせました条里群は、この地域の条里の一部分なのであります。

これらの物質的な歴史資料はさらに大系化され、積みあげられて、古代甲斐国の人相を一步一步明らかとするのに重要なこととなるであります。御同慶に堪えません。

調査の企画から終了にいたる間多くの関係者の皆様方や地元の御協力を得られましたことに心から厚く御礼申しあげますとともに、この記録報告書が斯界各方面に広く御利用いただきたいと思います。

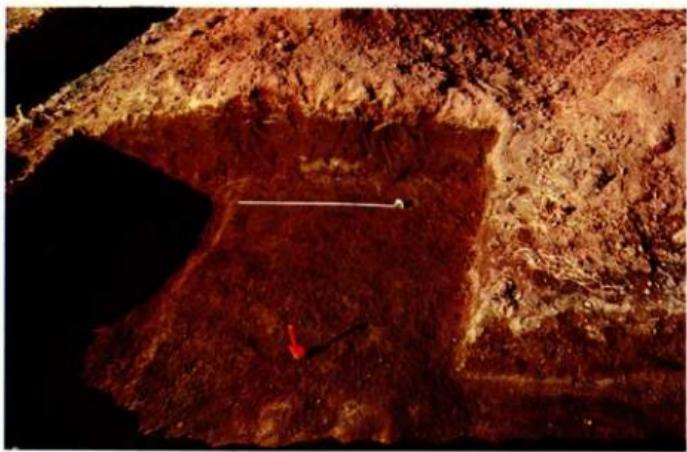
昭和49年3月

山梨県教育委員会

教育長 清 水 林 邑



半折形条里地割



畦畔 A の状況



杭No.319地点住居址群



杭No.313地点住居址群



## 1. 調査担当にあたって

山梨県における歴史考古学の研究は、今日若い諸君の協力のもとによくやくその端緒を得ることができようになった。

それというのも必ずしも取組み資料の累積と整理分類しつづける、地味な日常活動のあることに依るものが多いことをあげておきたい。

① 先きに提言しておいたように国分僧・尼寺や、国府、国衙、条里について常に関連させながらの研究が古代の甲斐国を解明するのに必要な条件であって、得む不得の緊急調査を担当するに当つても心がけなければならないことは説くまでもないところである。

② 過去2回にわたっておこなった埋蔵文化財包蔵地調査でも歴史環境保全の希いをこめたものであり、国分僧・尼寺の寺域には仮りにも開発計画は策定さるべきではないし、保全への努力は最大限におこなうべきを説いた。

③ かつて山内昭二が調査した甲斐国分寺跡発掘調査にいたるまでの経過を知る筆者にとって、寺域の確認をその任務として欲しいことを強く願望しその成果を期待したのも環境保全を考えての提言であった。

今回勝沼バイパス道路が一宮町地内を通過するにあたり、寺域や両寺の中間地域には通過することのないよう願っていたのであったが幸い回避されることとなり、その取組みは一応もって評価さるべきではなかろうか。とはいっても地域全体が農業の拡張的規模拡大化に伴う果樹園化と、構造改善事業が進み、遺物包含地が破壊されつつあるのも現状であって、広域保全へのプランも前向きに検討さるべき時期に到達しているのではないだろうか。かつてこの地域におこなわれてきた国分寺跡の発掘調査の結果や、同周辺聚落址の調査結果も、組織だてられた考古学調査のなかつた同地域の今後の保存への足がかりともなればとの発想であったわけで、それなりの取組みをおこなつつもりであったし、その成果のうえに今後の取組みがなされるべきではないだろうか。

さて研究者サイドにおけるこの1年はどうであったのだろうか。

昭和48年度における動向は、従来各々のテーマの下におこなってきた学術調査は前年までは細々とつづけていたのに対し、1件も行なえず、多くが緊急発掘に動員されていた事への反省は時流とはいえ研究者の主体的確立を唱道する筆者にとって心重いものがあった。しかしながら調査担当に際して一応の見通しが得られたので、大きな開発の波の中で、記録保存さるべきものは何んであるかを自から問いかげ、寺域ならびに両寺中間地域が除かれた地域についてお引受けすることにしたのである。

研究者サイドの反省の上に立ちながらこの地域における調査目的を設定し、他に職をもちながらも最大限度に全力投球の日程検討に入ったのは残暑の9月であった。

さて主たる調査の目的を次のように決めた。即ち巾25mの範囲内の道路敷内に条里地割が果たしてこの

金川扇状地にどのような形で埋没しているのだろうか。或は存在しないのか、一体聚落址が存在するものとすれば、どのような在り方を示すのだろうか。の2点にしほりあげ、扇状地がどのようにして古代より開発が進められてきたのだろうかということを現代の眼で見ることであった、前者の埋没条里については先年おこなった東八代郡御坂町、石和町地内で合計3本検出されたものと同類なのかどうか、そのパターンは同一であるのかどうか、埋没条里の構造線が同様この地域にどこまで存在するかの点であり、これを持らえることに重点をおいたのであった、したがって埋没条里研究のⅡとしたのである。

聚落址については、集中しているのか、散在しているのか。河川の氾濫とはどんな関係にあるのか。時期的には奈良朝特に国分寺の創建等にかかわりあいのあるものなのなかどうか。

律令社会の中の位置づけなどについてデーターが得られるかどうか。

木簡等の出土は期待しがたいが墨書き器はどのようなものかなどを主たる調査目的とし、そのテーマを「古代甲斐國の考古学調査」一東八代郡一宮町坪井～東原一条里遺構と聚落址としたのである。

⑥ 検討すべき条里については、須藤賢・谷岡武雄が「地割の方向が正しく東西、南北をとるものとしての(2)のパターン即ちごく一部には国分寺跡たる国分に残る」とされた面の埋没実証と、国分寺跡・尼寺は条里線上(想定線)にあるのかどうかということと。

⑦ 上野晴朗の国分寺周辺の地割即ち(末木から正南に向って塙田に至る線、金田から正南に向って林部・東原・国分に至る線、大塚から橋立・營堂に至る線など明瞭であり、中に2・3の条坊がはっきり現われている。以下略)とする古代性への実証についてで、東西に連続するトレンチに尖在しなければならない点と、磯貝正義の濃厚に残存する条里遺跡への追究にもあったことはいうまでもない。要するに、国分寺条里研究についての考古学視角にあったわけである。そのことは、河川氾濫原に占地する条里研究の方向づけとしての分野を開こうとするもので、勝沼バイパス道路敷が東西面に延びるので利用しようと考えたのである。従ってグリッド・トレンチ等により全面調査を遂行するよう立案・実行に移したのである。

(山本寿々雄)

## 註

- |             |                                  |           |      |
|-------------|----------------------------------|-----------|------|
| ① 山木寿々雄 外   | 甲斐国坪井条里遺構等の調査所収                  | 山梨県教育委員会  | 1973 |
| ② 同 上       | 埋蔵文化財緊急分布調査報告書 昭44外              | 同 上       | 1969 |
| ③ 山内昭二 外    | 甲斐国分寺跡発掘調査概報 昭45                 | 同 上       | 1970 |
| ④ 同 上       | 同 上                              | 同 上       | 〃    |
| ⑤ 山本寿々雄 外   | 甲斐国国分寺周辺聚落址の調査<br>——末木河ノ木神社の場合—— | 同 上       | 1972 |
| ⑥ 須藤 賢・谷岡武雄 | 甲斐条里の諸問題                         | 地理学評論24の4 | 1951 |
| ⑦ 上野晴朗      | 甲州風土記                            | NHK甲府放送局  | 1967 |
| ⑧ 磯貝正義      | 山梨県の歴史                           | 山川出版社     | 1973 |

## 2. 層序と遺構

今回調査の対象となった地域は金川の左岸（坪井）杭 No. 384地点から金川を超えた幅広い扇状地を形成する、竹原田、東原部落地内を通り杭 No. 292地点の木木部落の境界に至るほぼ東西方向の勝沼バイパス路線内で、標高は305m（杭 No. 385付近）から345m（杭 No. 292付近）で東に行くにつれ高くなっている。第2次世界大戦直後までは、多くが水田・桑園等であったが、農業の規模拡大化は、果樹王岡一宮町の名にふさわしく殆んどが、ぶどう・桃の果樹園化を計った。その造成後多くの遺物包含地等にスプリンクラー等の布設を始め、農土木工事が行なわれていたので、地表面には、遺物の散布が見うけられた。つい20年前までは、坪井部落周辺に確認された湧京地、金田部落にある同様の湧京地などはひろく扇状地の人文地理学研究の対象とされていたが、現在は果樹園化によって見当らない。このようなことからも、道路敷内に連続するトレーニングを木木部落に至る間に設定することによって層序と遺構を観察することが、とりもなおさず、扇状地上に刻まれた歴史の証人となるからである。

さて、トレーニングにおける各地の層序はおむね次頁の図のとおりである。

杭 No. 292～312とNo. 322～327の間は、No. 301地点に見られるように、表土層（20～50cm）下に一部褐色土が見うけられるが、大部分は直ちに砂質黄褐色上あるいは疊混入砂質黄褐色土になっている、遺物はほぼ全層から少量であるが、土師器片・灰陶陶器片の他繩文式土器片が出土した。なお大部分は小破片である。

杭 No. 313・No. 319 地点の住居址群は表土層下に褐色土・黒褐色土が認められ、その下の（疊混入）砂質黄褐色土上に住居を構築している、なおNo. 313-2～10号住居の位置する所は疊が殆んど混入していない。

杭 No. 328～332 地点では表土層直下に鉄分を含む褐色土があり、過去に水田があったことが確認できた。しかし下層の方は疊層又は疊混入砂質黄褐色土である。遺物として土師器片等が出土したがまとまった状態では出土しなかった。

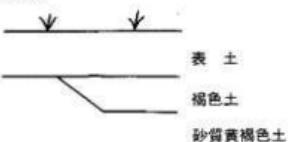
杭 No. 337地点は微高地となっており又擾乱も受けていなく、層は良好な状態で残されている。住居址は砂質黄褐色土の上に構築されている。又杭 No. 338地点の通水施設は第3層の灰褐色を切って造られているが、この第3層と、同住居址の床面直上の層は全く同一の層であり、同住居址廃棄後に通水施設が構築されたと考えられる。

杭 No. 339～351地点は、杭 No. 344地点付近を除くと砂質黄褐色土は認められず、杭 No. 345～350地点は砂層又は疊層が 10～130cm 堆積している。杭 No. 340・346・349 地点にあるうね状遺構は共に砂層下の褐色土層に造られている。

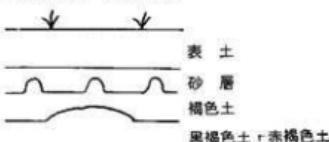
金川左岸の自然堤防上の杭 No. 375～384地点は大部分が表土層（10～30cm）下は直ちに砂疊層となって

層序模式圖

杭No301地点



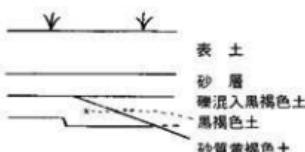
杭No334地点畦畔・うね状遺構



杭No319地点住居址



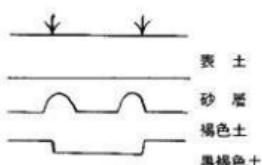
杭No344地点住居



杭No330地点



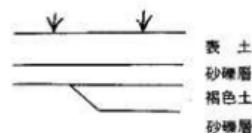
杭No350地点うね状・住居址



杭No337地点住居址



杭No379地点



杭No338地点通水遺構

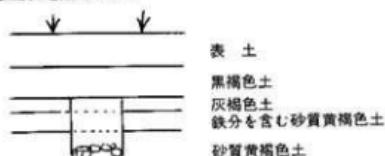


写真1　金川右岸に見られる砂礫層（坪井）



写真2　金川右岸に見られる砂礫層（金田）



写真3 313地点住居址近在における金川の砂礫層堆積状況



いるが、極く一部であるが褐色土が存在し、同層中に図録編第28図の釜の破片が散在的に採集できたほか多量の土師器片が出土したが遺構は何ら発見できなかった。なお砂礫層からは布目瓦が多数採集できた。

以上が既観であるが、これら次の事が言える。

1) 遺構は極く一部の地点にしか存在しなく上野晴朗によると杭No. 335以東は条坊址（政治都市としての区画とある）の中に入っているとしているが、実際には二ヶ所の住居址群が存在したが、他の地点は区画された痕跡は全くなく杭No. 312以東は大部分の地点が疊混入砂質黄褐色土層が表土直下に、堆積したまま人手が入らずに存在していたといえるのである。

2) 砂質黄褐色土又は、疊混入砂質黄褐色土は杭No. 344地点及び杭No. 339地点以東においては地山として存在し、遺物を全く含まない。甲斐国分寺址付近でも地山として存在し、国分寺周辺から偶然の機会に発見された縄文時代中期の土器も、これらの層の上から出土したと言う話であり、又今回の調査でも縄文時代前期後半以降の土器片が杭No. 296地点等から砂質黄褐色土層直上から出土している事からして、これらの層の形成時期は少なくとも縄文時代前期に遡ると考えられる。又「一宮町史」によると、一宮町坪井、東原、末木地内には表土下にローム層が存在する事になっているが今回の調査ではローム層は全く認められなかった。

3) 金川左岸から布目瓦が出土したが、同左岸には今まで布目瓦が出土する遺跡は未確認で、対岸の

上流には国分寺址があり、国分寺又は国分寺に関係する遺跡から流されてきたと考えられる。

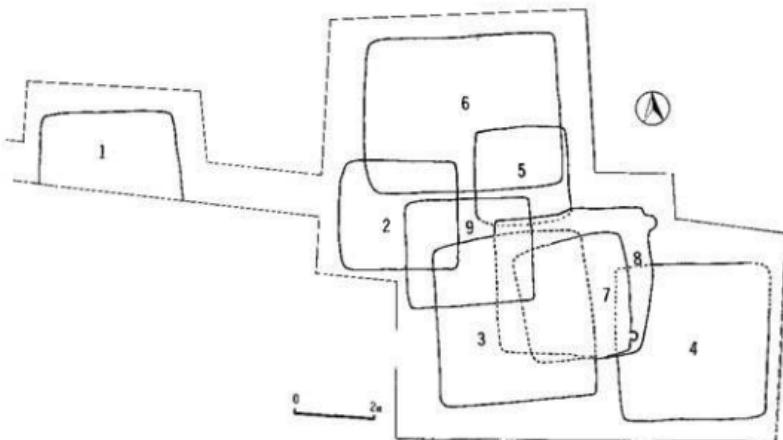
4) 金川左岸は右岸よりも金川の氾濫による洪水の回数が多い。この事は以前に行なった石和町内の  
⑤  
勝沼バイパス路線内の発掘調査結果と考え合せても言える。この理由は右岸の方が比較的標高が高い結果  
だと考えられる。

5) 水田耕作が行なわれた痕跡は杭 No. 327~350 の間しか認められなく、水田耕作は今回調査した  
地域ではほとんど行なわれていなかつたと言える。（森本圭一）

#### 註

① 上野晴朗	甲州風土記	N H K 甲府放送局	1967
② 山内昭二外	甲斐国分寺跡発掘調査概報	山梨県教育委員会	1970
③ 森本圭一・石黒良行	東・西八代郡下出土绳文式土器	甲斐考古 9-1	1971
④ 上野晴朗編	一宮町史第二編所収	一宮町役場	1967
⑤ 山本寿々雄外	甲斐国塙設条里造構第の調査	山梨県教育委員会	1973

杭No.313地点住居址配置図



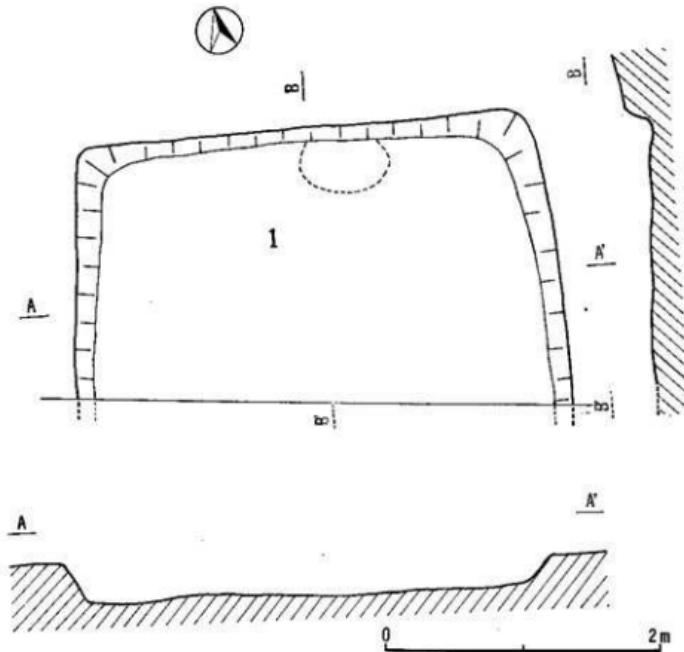
### 3. 杭No. 313地点の住居址群について

本地点は一宮町大字東原字南桜地内で、グリット箇所を除き、全路線可能な箇所にトレーンチを設定発掘調査をしていくなかで確認でき拡張したものである。

#### 第1号住居址

本住居址は砂質の黄褐色土へ埋（河原石）の混入した層に作られており、その上に金川の洪水等により運ばれた礫混入の黒褐色土が埋没していたため掘るのに困難を窮め、直径40センチ以上もある河原石を数10個出しながらようやく半分程度住居址を確認したのみに止めた。住居は一辺約3.4m程の方形を呈するものと思われ、軸の方位はN—7°—Eであり、床面はやや歎弱であり側壁は外傾し、床面・側壁ともに疊で凸凹が激しく一見粗雑な感じの住居である。北側点線の部分に多量の焼土が検出され、カマドの跡かとも思われる。

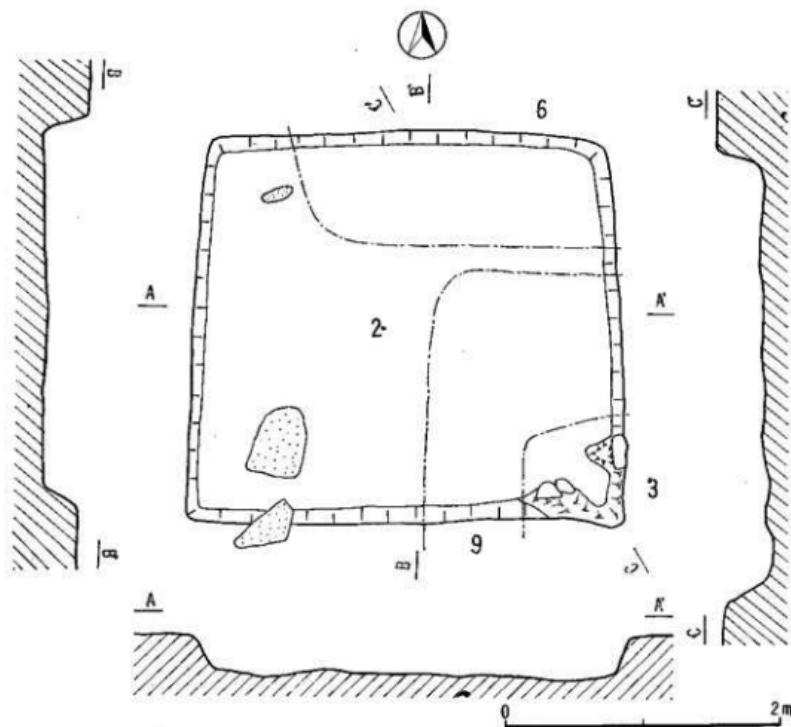
図1 杭No.313地点第1号住居址



## 第2号住居址

本住居址の軸の方向はN—3°—Eで東西約3.05m×南北約2.8mの方形を呈し、北側を6号住居、南東側を9号住居、さらにその上の3号住居の上に作られている竪穴住居である。側壁はやや外傾し、床面は重複部分はやや軟弱であり、黒色土に砂質の黄褐色土の混在した土で張っている。重複部以外は固くいわゆるバリバリである。また床面には、掘り込んだとき現われた礫の扁平の面をそのまま床面に使用している。カマドは南東部に設けられ遺存状態は悪い。遺物はカマド周辺に多かった。

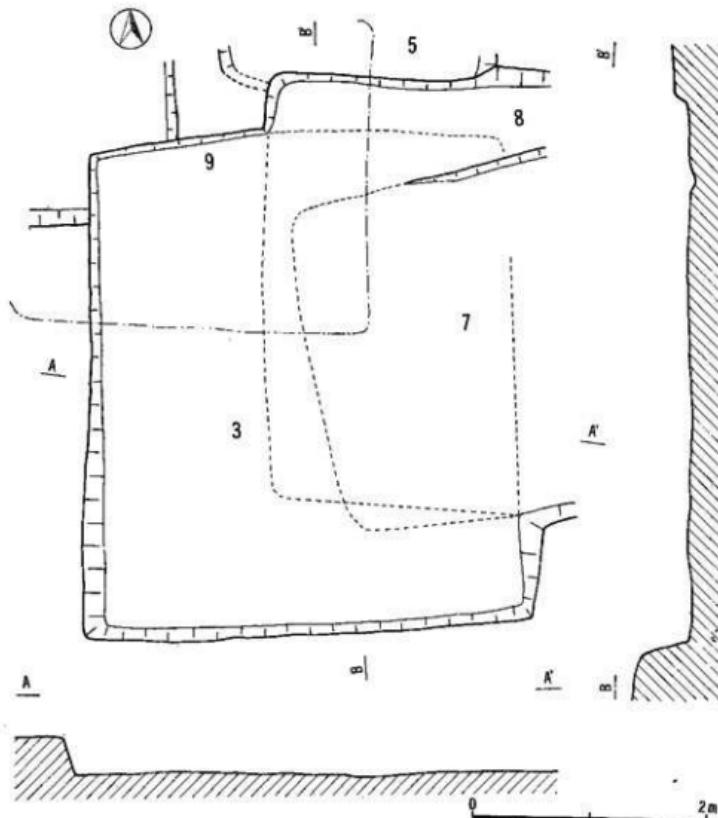
図2 杭No.313地点第2号住居址



### 第3号住居址

本住居址は北側を9号住居の上に作られており、その後8号住居によって東部及び北部の壁を切られ、さらに7号住居によって北東部の床面を掘り下げられている。主軸の方向N—4°—Eで東西約3.8m×南北約4.2mを計り残存する壁はやや外傾する。床面は9号住居の上の部分は黒土と砂質の黄褐色土の混在した張り床からなり、それ以外は黄褐色土で、いづれも踏み固められている。カマドは発見されてないが、南東部にあったものと思われ多量の焼土が残っていた。

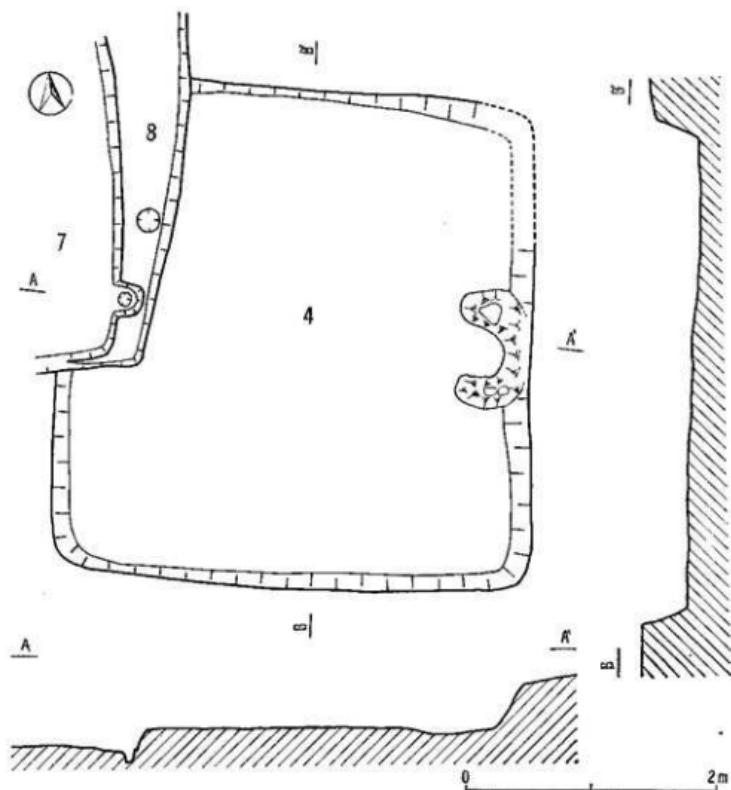
図3 杭No.313地点第3号住居址



#### 第4号住居址

本住居址の軸の方位はN-11°-Eで東西約3.7m×南北3.9mの方形を呈する真間期の堅穴式住居である。北西部を8号住居によって切られている。壁はやや外傾し北西部は攪乱のため壊されている。床面は全体に固く踏み固められ砂質の黄褐色土からなっている。カマドは東部側壁の中央に設けられ壊されているが直径10cm前後の玉石を芯にその周囲を粘土を覆つたものと思われる。遺物はカマド周辺に多く残されていた。

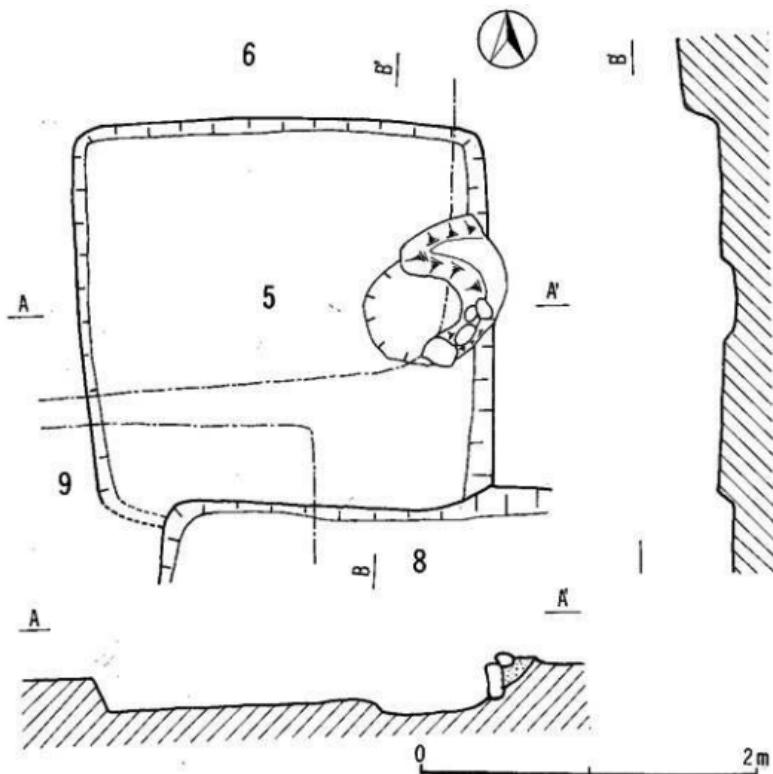
図4 杭No.313地点第4号住居址



## 第5号住居址

本住居址は北側を6号、南側を9号、その間は10号（床面部分的）の上に作られており、その後8号住居によって南部を切られている。主軸の方向N—2°—Wで東西約2.4m×南北約2.3mの方形を呈すると思われる。床面は砂質の茶褐色土層に掘り込んでやや軟弱である。カマドは東側壁のやや北側に設けられ、南側半分は棒状の河原石を芯に使用し、北側半分は砂質の黄色粘土に黒色粘土を混入して固めている。焚口の幅40cm、奥行30cmで煙出しが認められず、カマド前のかき出しの深さ10cmを計る。遺物はカマド内から若干出土したのみである。

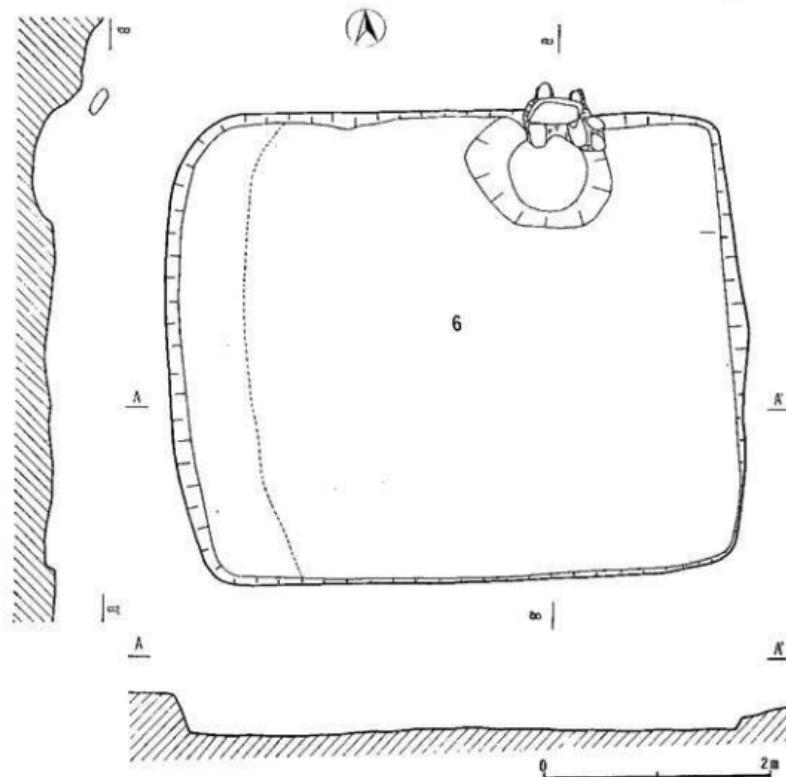
図5 No.313地点第5号住居址



## 第6号居住址

本住居址の主軸の方向はN— $2^{\circ}$ —Eで東西約5.1m×南北約4.2mのやや限丸の方形のプランを呈し、砂質の黄褐色土層に掘り込まれた竪穴住居である。側壁はやや外傾している。西部点線以西は拡幅したものと思われる。床面は点線以西はやや軟弱で点線以東は固く踏固められていわゆるバリバリの状態である。床面全体に焼土が散布してた。カマドは北壁の東よりに壁を利用して作られており、2本の棒状の河原石を北壁と同傾斜に立て、その上にやや小さい棒状の石を南北に置き、さらに1枚の扁平な石をかぶせ、出来た空間を煙出しにし、周囲を黒色の粘土で覆っている。カマド前面には、ピット状のかき出しが出来ており、焼土が多く残留していた。

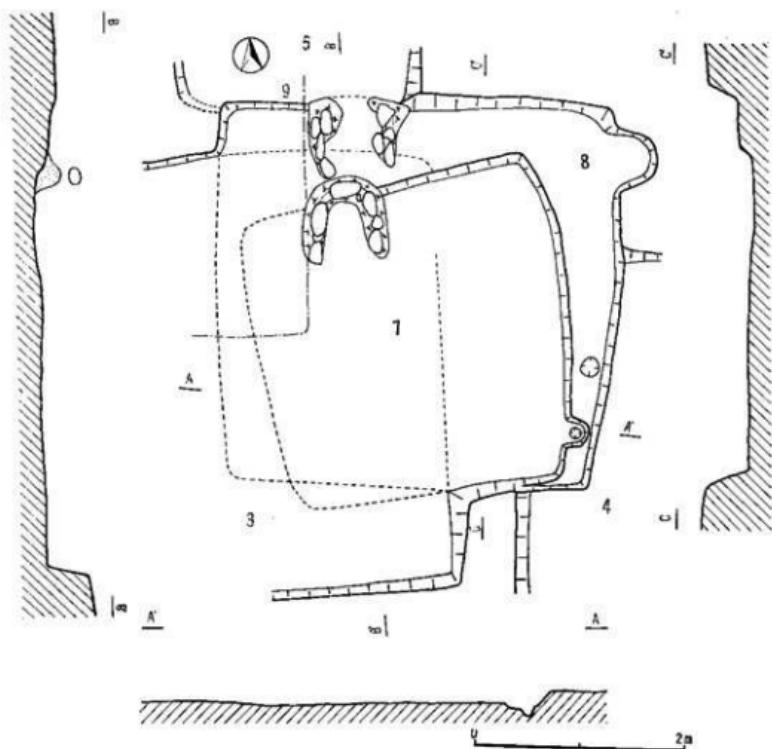
図6 杭No.313地点第6号住居址



## 第7号居住址

本住居址は8号住居の中央にあり北部の一部及び東部を掘込んで作られた住居である。残存する壁はやや外傾する。主軸の方向はN-4°-Wで、床面は西部及び南部の一部で3号住居、8号住居の床面をそのまま使用しており、全体に踏み固められており、9号との重複部を除いては砂質の黄褐色土からなっている。カマドは北側壁のやや西よりにあり、遺存状態は良く数本の棒状の河原石を床面と垂直に立て芯にし粘土で覆い、後部に棒状の石を横に置き粘土との空間を作り煙出しにしている。カマドの大きさは長径で85cm、短径で80cm、焚口で50cm、奥行50cmを計る。遺物も比較的多くカマド周辺に散乱していた。また東側壁の南よりに直径10cmの張出し状のピットが確認されたが用途は不明である。

図7 杭No.313地点第7・8号住居址



## 第8号住居址

本住居址は東側を4号住居、北側を5号住居、西側を3号住居をそれぞれ切って作られ、その後7号住居が中央部に作られている。主軸の方向はN—6°—Eで、東西約3.8m×南北約3.6mで方形を呈する。残存する壁は外傾し、床面は東側はやや軟弱で北部及び南西部は固い、特に北部の一部と南西部は3号の床面がそのまま使用されたものと思われ、さらに南西部は7号住居にもそのまま使用されている。カマドは北にあり、石組み作りで両側に棒状の河原石を床面と垂直に立て、後部は煙出しにしている。

写真4　杭No.313地点5号住居址カマド

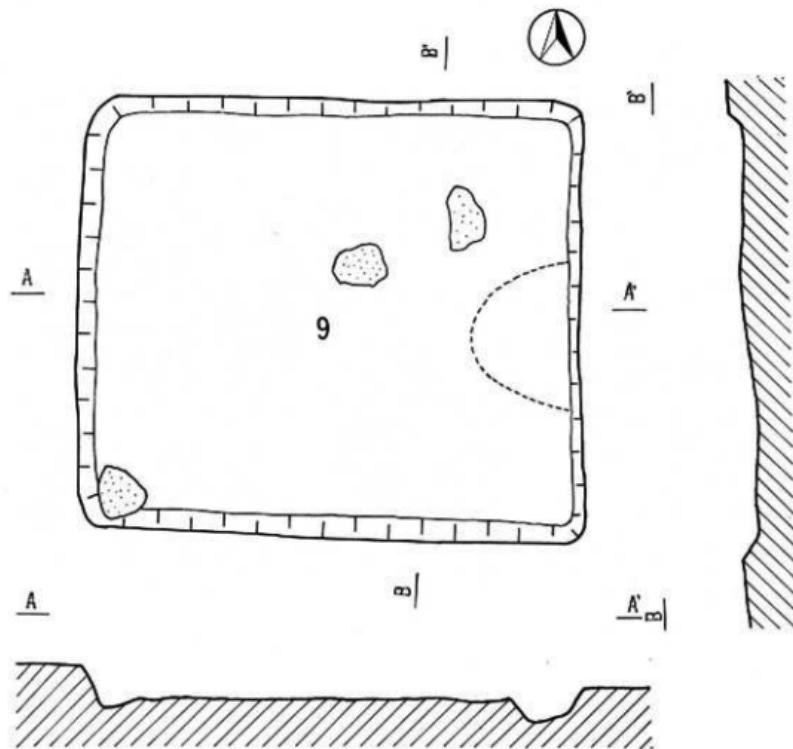


## 第9号住居址

本住居址の軸の方向はN—1°—Eで東西約3.0m×南北約2.5mの方形プランを呈する真間期の住居址である。疊混入の砂質の黄褐色土層に掘り込まれているため、2ヶ所に疊の扁平な面を利用して床面としている。床面は固くバリバリであり、凸凹がやや多い。壁は外傾している。カマドは據されているが東側にあったものと推測される。図点線の部分に焼土が多量に残されていた。

なお、5号住居の床面下、6号住居と9号住居の間に長径40cm、短径20cm程度の固い床面と思われる箇所（10号住居）があった。

図8 No.313地点第9号住居址



## ま と め

杭No.313地点は金川の氾濫地域でもトレンチから観察するとこの場合は比較的安定した地域でありその安定した狭い地域に重複して竪穴住居が作られていることが判明できる。確認された竪穴住居は9軒で、うち2軒は真間期の住居であり、7軒は国分期と思われるものであった。重複の状態からこの狭い地域に同時代に生活を営んだと考えられるのは最大限2~3軒である。住居は平面プラン方形を呈し、一辺の長さは若干の差はあるにしても3mから4m程度で、疊混入の砂質の黄褐色土層へ掘り込まれあるいはその上層の茶褐色土層に設けられている。カマドは重複、擾乱等により裏されているものもあるが、石組作りでありまとめてみると、

- 1 袖の部分が、片方は粘土のみで固め、片方は棒状の河原石を床面と垂直に立て芯にし周囲を粘土で固めている。（5号住居）
- 2 袖の部分のみ、棒状の河原石を床面と垂直に立て芯にし、周囲を粘土で固め、後部は粘土を低く盛り、上部にできた空間を煙出しにしている。（8号住居）
- 3 袖の部分に棒状の河原石を床面と垂直に立て、後部はやや扁平な棒状の石を横に置き、下部の粘土、あるいは石との間にできた部分を煙出しにしている。（6・7号住居）（山崎金夫）

写真5 杭No.313地点住居址全景（東側より）



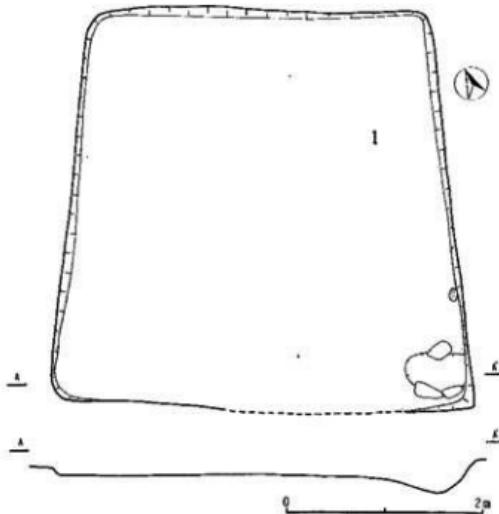
#### 4. 杭 No.319 地点住居址群について

本地点は標高 約333mで、地形的には扇状地上のやや微高地にあり、又延喜式に載っている甲斐奈神社の南方約 300mに位置し、今回の調査で唯一のグリッド方式による調査をとったところ、ほぼ全域に遺構が存在するため全面発掘を行なったところ、国分 Ⅱ 式を伴なう住居址が19軒・小堅穴15ヶ所・溝状遺構が1本検出できた。なお路線外にも遺構が続いていると考えられる。

##### 第1号住居址

グリッドの南東隅に単独にある上底3.3m・下底4.15m・高さ3.95m の台形プランをもつ堅穴住居址で面積は約15m<sup>2</sup>で、軸の方向は N-20°-E である。礫混入砂質黄褐色土を0~10cm掘り込み 床面は礫混入砂質黄褐色土でよく踏み固められ、ほぼ平坦である。柱穴・周溝は存在しなかった。又烟櫛窓用のパイプ埋設の為にカマドの中央と南壁の一部が壊されている。カマドは東壁の南側に在り、真中が壊されているが、石組み造りで、袖の芯に使われた河原石が3個立ったままの状態で残されている。焚口の幅は約30cmで、灰出しの為深さ15cmの凹がある。

図9 杭No.319地点第1号住居址



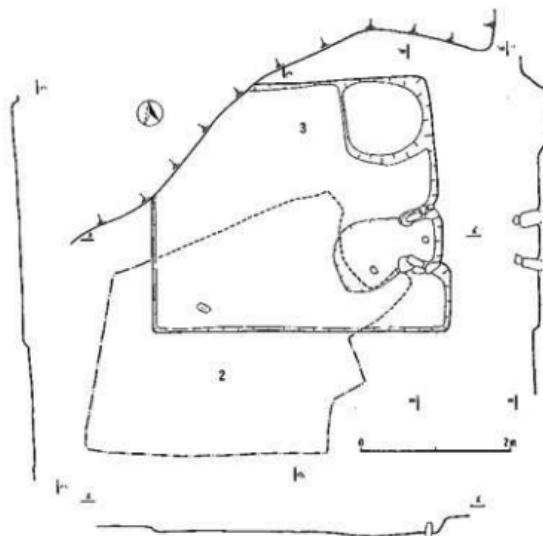
## 第2号住居址

第1号住居址の西方、第3号住居址の上面8cm前後のところに黒褐色に砂質黄褐色土の混った張り床が一部確認できた。その範囲は南北3.45m×東西4mである。北東部の第3号住居址カマドの西方に焼土がわずかに認められた。なお第3号住居址のカマドを使用した可能性がある。壁・規模等は確認できなかつた。

## 第3号住居址

第2号住居址張り床の下にあり、南北3.2m×東西3.65m の方形プランをもつ堅穴住居址で、北西コーナーが溝により切られ、北東隅は第15号小堅穴の為床が廻されているが、面積は約12m<sup>2</sup>であったと考えられる。軸の方向はN-11°-Eである。砂質黄褐色土を約20cm掘り込み床面は砂質黄褐色土で非常によく踏み固められて平坦である。周溝・柱穴はなかった。カマドは東壁の中央よりやや南側にあり、石組み造りで保存状況は良く、灰出しの為の凹が認められる。焚口の幅38cm・奥行45cm・高さ30cmで、中央に高さ15cmの支脚が残されている。なお煙道は認められなかつた。

図10 杭No.313地点第2・3号住居址



#### 第4号住居址

グリッドの北東隅に単独にある一辺5mの隅丸方形のプランをもつ堅穴住居址で、面積は約24m<sup>2</sup>で、本住居址群中最大の規模をもつ。軸の方向はN-17°-Eで、礫混入砂質黄褐色土を30cm前後掘り込み構築している為に床面及び壁には疊が非常に多く存在し、床面は全体的には平らであるが、小さな凸凹が多くある。柱穴・周溝は認められない。カマドは石組み造りで、北東コーナーに良好な状態で残されている。大きさは幅170cm・奥行80cm・高さ40cmで、カマド全体は偏平な河原石で組まれ、特に右側の袖は台状に造られており何か物が置かれていたと想像できる。焚口の幅は28cm・奥行は40cmで、煙道は幅10cm・長さ100cmで、煙道の入口の上には、河原石を2枚横にねかしている。カマドの内側の石は良く焼け、もろくなっている。遺物としては、床面に灰化した桃の種・厚手の土師器が多数出土した外縁袖陶器、砥石が出された。

図11 杭No.319地点第4号住居址

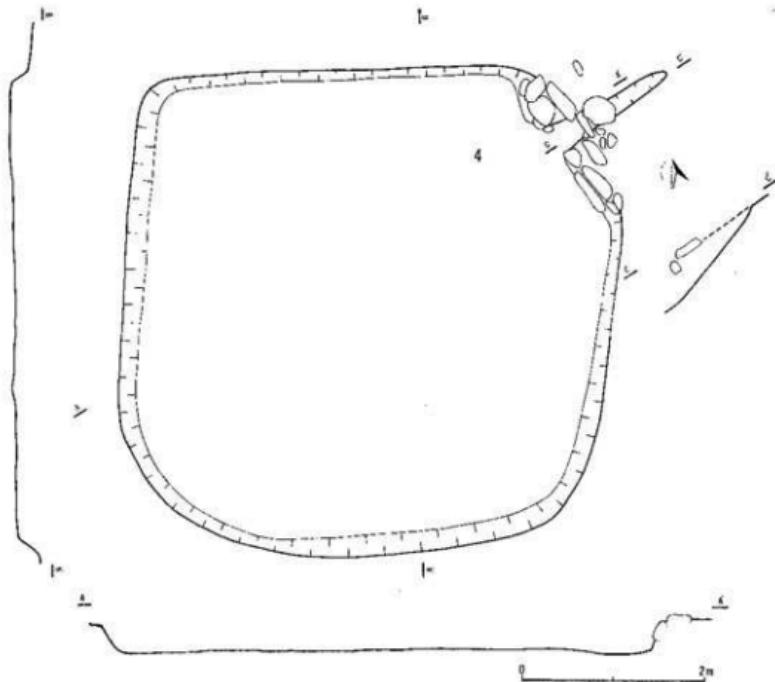


写真 6 杭No.319地点 4号住居址カマド



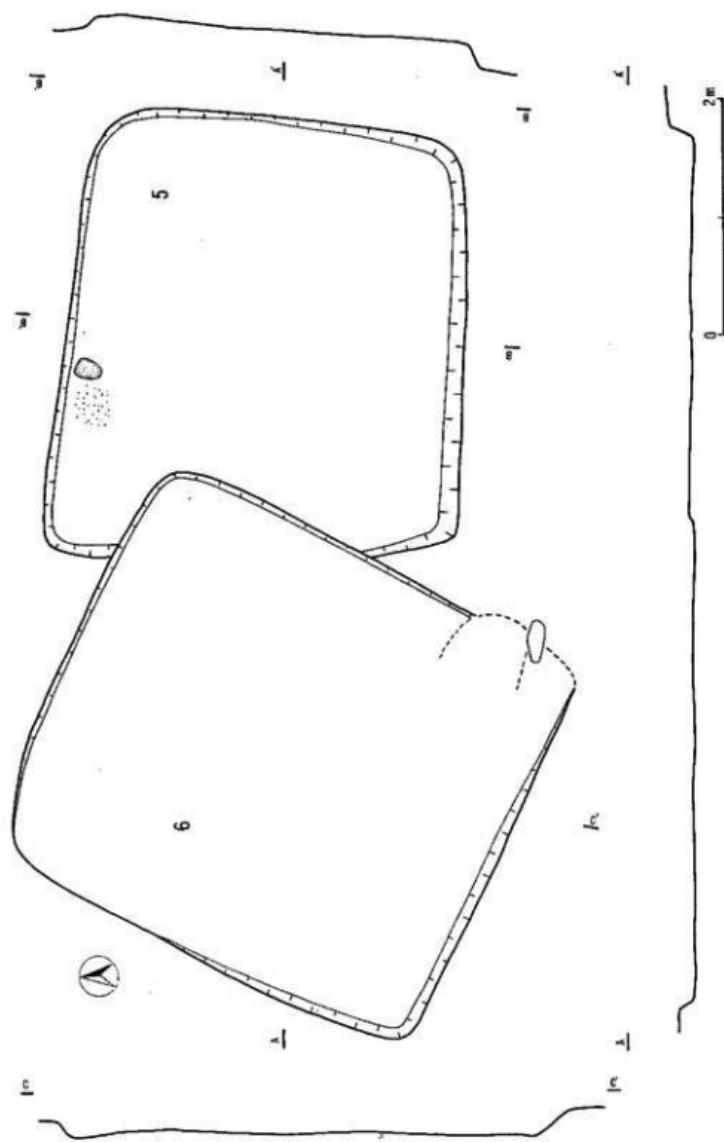
#### 第5号住居址

第4号住居址の西方に位置し、南北 $3.0\text{m} \times$ 東西 $3.3\text{m}$ の方形プランをもつ堅穴住居址で、面積は約 $10\text{m}^2$ 。軸の方向は N— $11^\circ$ —E であり、西方は第6号住居址の構築により切られている。疎混入砂質黄褐色土を $20\text{cm}$ 前後掘り込み構築しているので、床面及び壁には礫が非常に多く見うけられる。カマドは壊されて見うけられないが、北壁の中程近くの床面に焼土及び焼けた石が在るので、ここがカマドの跡であろう。遺物は全体的に少なかった。

#### 第6号住居址

第5号住居址の西方に位置し同住居址の床を一部切り構築している。平面形は南北 $3.9\text{m} \times$ 東西 $3.6\text{m}$ の方形プランをもつ堅穴住居址で面積は約 $14\text{m}^2$ で、軸の方向は N— $33^\circ$ —E である。疎混入砂質黄褐色土を $0\sim25\text{cm}$ 掘り込み構築しているが、北西コーナーの壁はなく。柱穴・周溝も存在しない。又、カマドのある南東コーナーは壊されているが、東壁の南側に焼けた石・焼土・及び土師器片が出土しているので、カマドがここにあったと思える、出土遺物は少なかった。

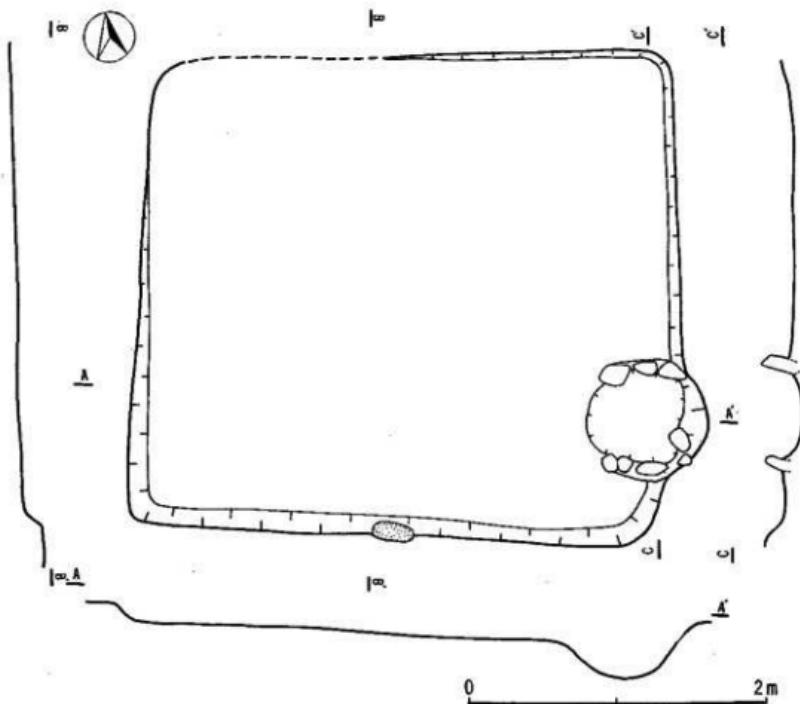
图12 杭No.319地点第5·6号住屋址



## 第7号住居址

第6号住居址の西側に単独に存在し、南北3.1m×東西3.45mの方形プランをもつ堅穴住居址で、面積は約10.5m<sup>2</sup>で軸の方向はN-12°-Eである。疎泥入砂質黄褐色土を10cm前後掘り込んでいるが、北西側の壁は見当らない。床面及び壁は疎が非常に多く混入し、床はよく踏み固められている。柱穴・周溝は見あたらない。カマドは東壁の南壁から40cmのところにあり。石組み造りで河原石を立て周りに粘土をはつている。菱口の幅45cm・奥行50cm・高さ30cmで、又灰出しの為掘られた深さ25cm程の凹がある。なおカマドは東壁より10cm程突出している。

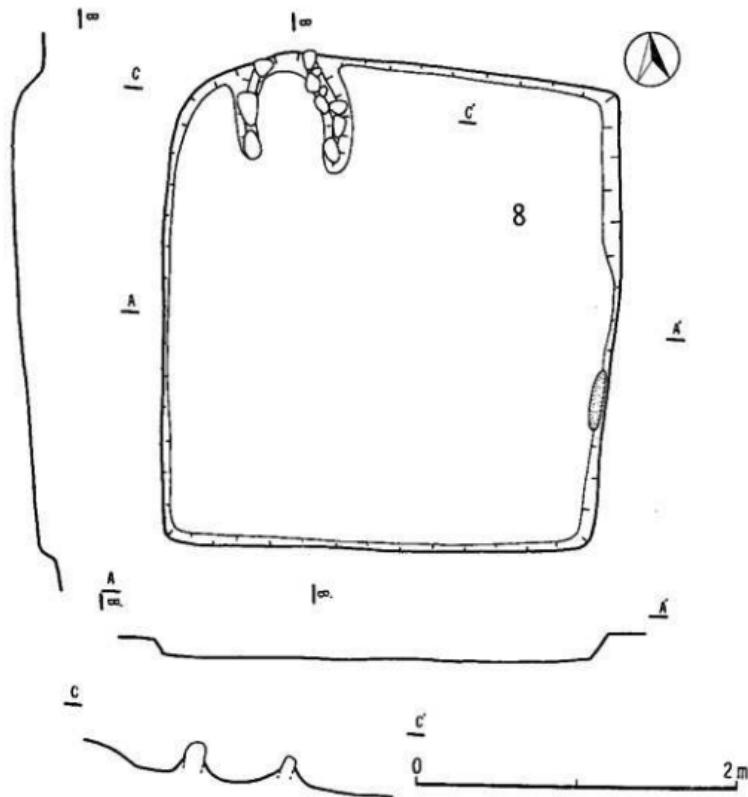
図13 杭No.319地点第7号住居址



## 第8号住居址

第7号住居址の西側に単独に存在し、南北2.9m×東西2.6mの方形プランをもつ竪穴住居址で、面積は7.5m<sup>2</sup>である。疊混入砂質黄褐色土を5~15cm掘り込み構築し、床面はよく踏み固められている。なお柱穴・周溝は見あたらない。主軸の方向はN-10°-Eである。カマドは石組み造りで河原石を立てて芯とし周りに粘土をはりつけ、焚口の幅は35cm・奥行65cm・高さ30cmである。位置は北壁の西側にあり、なお煙道は発見されなかつた。

図14 桁No.319地点第8号住居址



### 第9号住居址

第10号住居址の構築のため西側が裏され、現存している平面形は東壁2.95m・西側2.3m・東西2.5mで東側が丸みをもった台形プランの堅穴住居址であり、軸の方向はN-11°-Eである。砂質黄褐色土を15~25cm掘り込み構築している。西側の床の遺存状態は悪く、又周溝・柱穴は存在しなかった。カマドは東壁のほぼ中央に設置されているが、一部壊され保存状態は悪い。袖は砂質黄褐色土を固めて造られていて芯に石をつめたかどうかは不明である。なお煙道は発見されなかった。

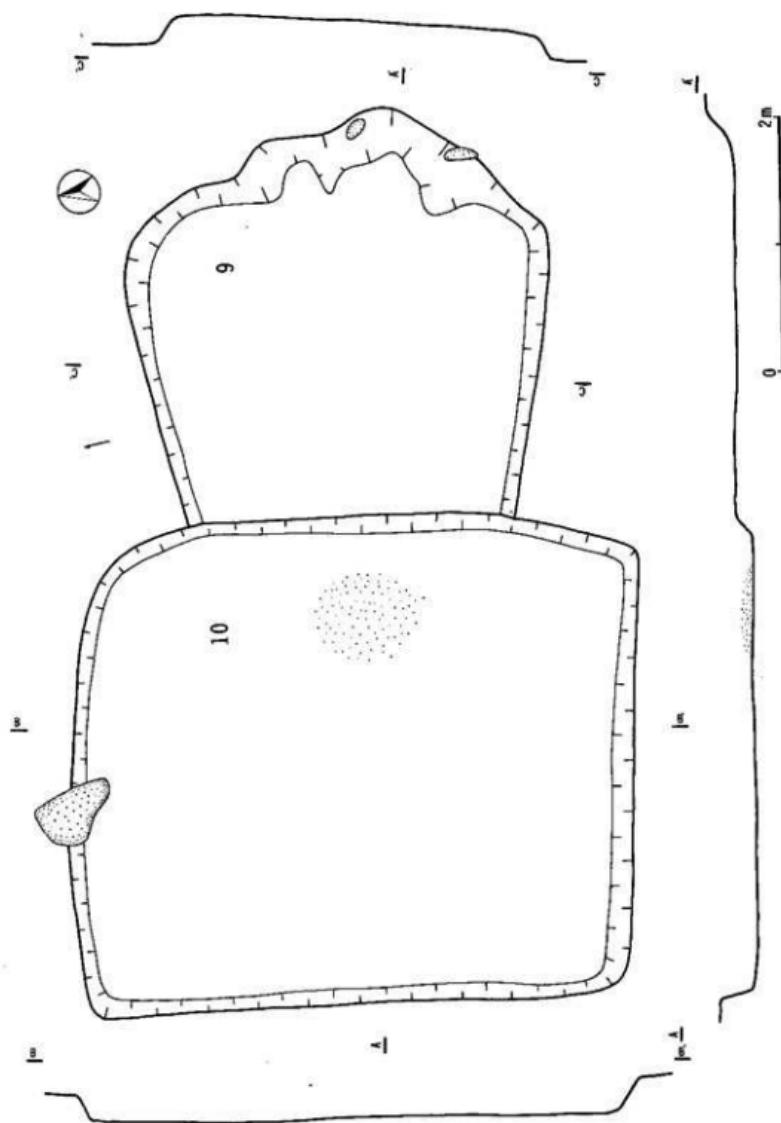
### 第10号住居址

第9号住居址の西側に位置し、同住居址の床を深さ15cm前後切って構築している。平面形が南北4.1m×東西3.6mの方形プランをもつ堅穴住居址で面積は約15m<sup>2</sup>である。軸の方向はN-10°-Eで、床面は疎混入砂質黄褐色土で良く踏み固められている。なお柱穴・周溝は存在しなかった。壁の高さは10~30cmである。カマドは見あたらなかったが、東壁の中央付近に径70cm・厚さ10cm程の焼土が確認できた、ここがカマド址であろう。

写真7 杭No.319地点9号・10号住居址



图15 杭No.319地点第9·10号住居址



### 第 11 号 住 居 址

第8号住居址の南側に位置し、南側は第12号住居址の構築により一部切られている。平面形が南北2.4m×東西2.6mの方形プランをもつ竪穴住居址で面積は約7m<sup>2</sup>で、軸の方向はN-11°-Eである。砂質黄褐色土を15cm前後掘り込み構築し、床面はよく踏み固められ、南西の隅に扁平な河原石が床面上に置かれていた。なお柱穴・周溝は存在しない。カマドは石組み造りで東壁の南側に設置され、河原石を立て芯にしその周りは砂質黄褐色土で覆っている。カマドの中に河原石を立てた支脚が残されている。焚口の幅38cm・奥行57cm・高さ32cm、なお煙道は認められなかつた。

### 第 12 号 住 居 址

第11号住居址の南側の床を深さ5cm前後切って構築し、東西方向にある第13号住居址とは大部分同一床面を併用している。南北2.4m前後×東西2.7mの方形プランをもつ竪穴住居址と想定でき、主軸の方向はN-2°-Wで壁の高さは5~20cmである。床は疊混入砂質黄褐色土で、しまりが悪く、又柱穴・周溝は確認できなかつた。カマドは北壁の西側にあり、先端は北壁より40cm突出している。石組み造りのカマドで一部焼かれているが、河原石を立て芯とし、周りに粘土を覆っていたと考えられる。西側の袖は焼かれている為明らかでないが、焚口の幅約35cm・奥行約50cm・高さ50cmである。煙道は確認できなかつた。

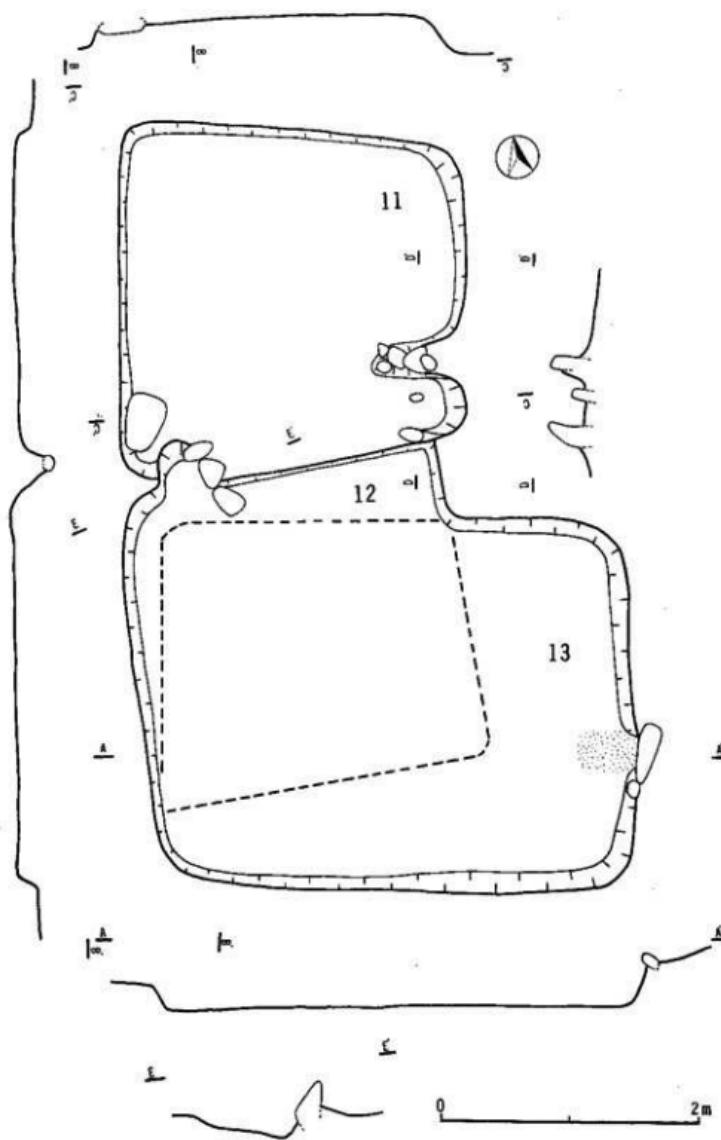
### 第 13 号 住 居 址

第12号住居址の南西、第14号住居址の北側に位置し、第12号住居址とは同一床面を使用している。第14号住居址は本住居址の廃棄後約15cm上に構築している。平面形が南北2.65m×東南3.5mの方形プランをもつ竪穴住居址で面積は約9m<sup>2</sup>であり、軸の方向はN-11°-Eである。疊混入砂質黄褐色土を20cm前後掘り込み床面には疊が多数存在し、床は平坦で、しまりが悪い。柱穴・周溝は確認できなかつた。カマドはほとんど焼かれているが、東壁のやや南側に、焼土及び側壁の上に焼けた細長い河原石が横たわっている。

### 第 14 号 住 居 址

第13号住居址の廃棄後、同住居址の南側を黒褐色土と砂質黄褐色土を埋め、南側は砂質黄褐色を掘り込んで構築している。南北3.6m×東西4.4mの方形プランをもつ竪穴住居址で、面積は約16m<sup>2</sup>で、主軸の方向はN-12°-Eである。なお本住居址内に電柱が立っている為その部分は調査を行なわなかつた。又東壁の一部は深耕により焼かれている。床は北東部が張り床で、他は砂質黄褐色土である。又西側に行くにしたがって低くなっている。なお周溝・柱穴は認められなかつた。カマドは石組み造りで北壁のはば中央にあり、袖は前方に行くにしたがって広がり、河原石を芯にその周りに砂質黄褐色土を覆っている。煙道は発見できなかつた。

圖16 杭No.319地點第11·12·13號住居址



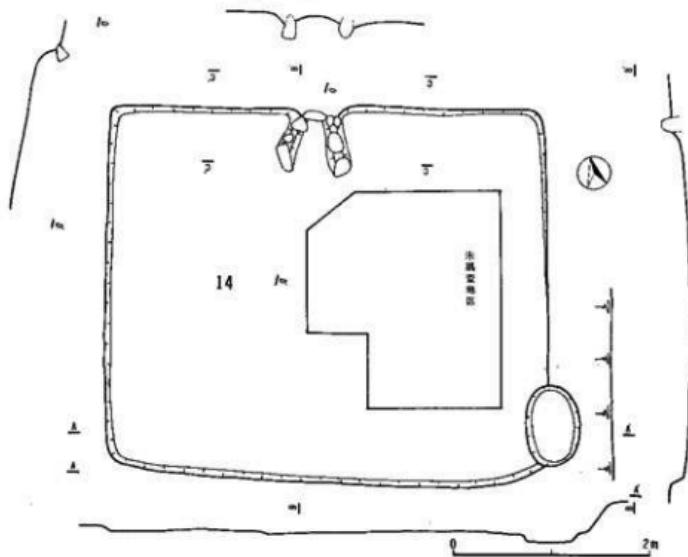
### 第15号住居址

第12号住居址の西側に位置し、第18号住居址の上に構築している。南北3.0m×東西3.6mの堅穴住居址で、面積は約11m<sup>2</sup>である。軸の方向はN-15°-Eである。北東部は砂質黄褐色土を20~25cm掘り込み、南西部は第18号住居址を5~10cm砂質黄褐色と黒色土を埋めて構築している。床面はよく踏み固められ、中央より南側に長径1.5m・短径1.15m・深さ20cmの梢円形の小堅穴があり、中にはこぶし大前後の石が多数埋設していた。なお柱穴・周溝は認められなかった。カマドは東北のコーナーに2つの石組み造りのカマドが並んである。向って右側の1号カマドは焚口の幅30cm・奥行50cm・高さ40cmで、左側の石はカマドの内側に倒れ、奥の方は両側の袖の立石の上に2枚の偏平な河原石を横にねかし、その下を煙出しとして使っている。向って左側の2号カマドは、焚口の幅約20cm・奥行約60cm・高さ30cmで、1号カマドの左側の袖石を利用している。構造は1号カマドと同じであったと考えられる。又1号カマドの内側に袖石が倒れているので、1号カマドが壊れた後2号カマドを構築をしたと考えられる。

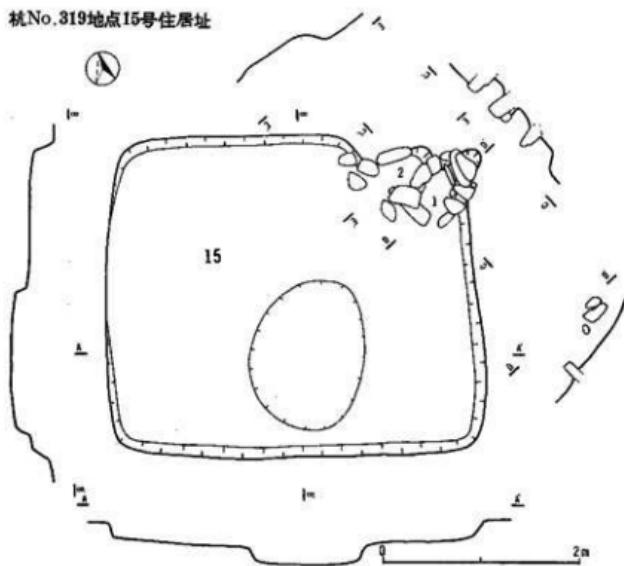
写真8 319地点 15号住居址 カマド



图17 杭No.319地点第14·15号住居址



杭No.319地点15号住居址



### 第16号住居址

第18号住居址の構築により、北西コーナーが切られ、又南西側の上に第17号住居址の床が張られていた南北3.8m×東西4.05mの方形プランをもつ、堅穴住居址で、面積は約15m<sup>2</sup>である。主軸の方向はN-17°-Eである。砂質黄褐色土を10cm前後掘り込み、構築している。床はほぼ平坦でよく踏み固められているなお周溝・柱穴は存在しなかった。カマドは石組み造りで、北壁の東隅に設けられ、北壁から約20cm突出している。河原石を立て芯としその周りに砂質黄褐色土を覆い、奥の方は両側の袖石の上に偏平な河原石を横に置いて、その下が埋り出しとなっている。なお焚口の幅は35cm・奥行55cm・高さ40cmである。

### 第17号住居址

第16号住居址の南側に位置し、同住居址の一部を黒褐色土で10~15cm埋め張り床を作り、他は砂質黄褐色土を10cm前後掘り込んで構築している。南北3.65m、東西3.55mの方形プランをもつ堅穴住居址で面積は約13m<sup>2</sup>である。軸の方向はN-12°-Eである。北西コーナーの壁は見あたらない。床はよく踏み固められている。しかし、柱穴・周溝は存在しなかった。カマドは東壁の北側にあるが、保存状態は悪く、一対の河原石が立てられ、その間に焼土が認められるだけである。カマドは東壁より突出していたと考えられる。

### 第18号住居址

第16号住居址の北西コーナーを切り構築し、北西部の上には第15号住居址の張り床が存在していた。又同作居址の小堅穴により床が一部掘り込まれている。南北3.8m×東西4.0mの方形プランをもつ堅穴住居址で、面積は約15m<sup>2</sup>である。主軸の方向はN-17°-Eである。疎混入砂質黄褐色を50cm前後掘り込み構築している。床には全面に疎が見あたり周溝・柱穴は存在しなかった。カマドは第15号住居址の構築により壊されたと考えられるが、北壁の中央付近に焼土と焼けた石があり、ここがカマド跡であろう。

### 第19号住居址

第17号住居址の西側に単独に位置し、南北3.2m×東西3.2mのはば正方形のプランをもつ堅穴住居址で面積は約10m<sup>2</sup>である。軸の方向はN-12°-Eである。砂質黄褐色土を10cm前後掘り込んで構築し、床はよく踏み固められている。なお柱穴・周溝は存在しなかった。カマドは石組み造りで、北東隅に位置し、河原石を立てて芯としその周りに砂質黄褐色を覆っている。焚口の幅30cm・奥行25cm・高さ50cmであり、煙出しと思える凹が壁より少し突出している。第15号住居址の1号カマドと同様な構造を持っていたと考えられる。

图18 杭No.319地点第16·18号住居址

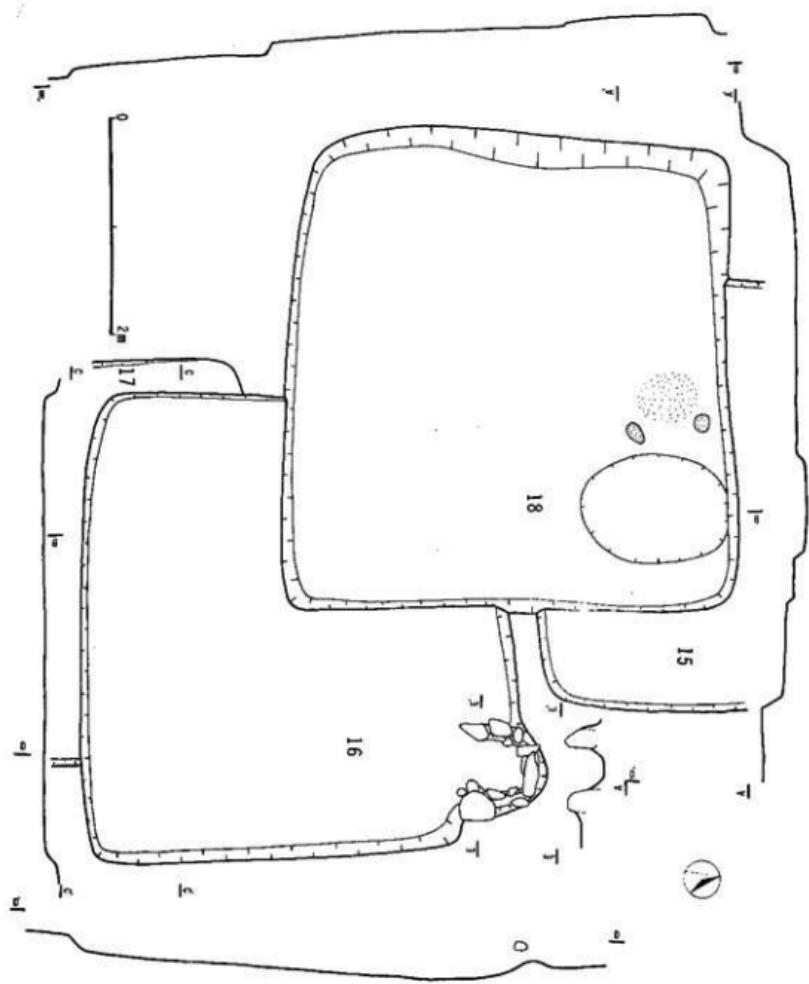
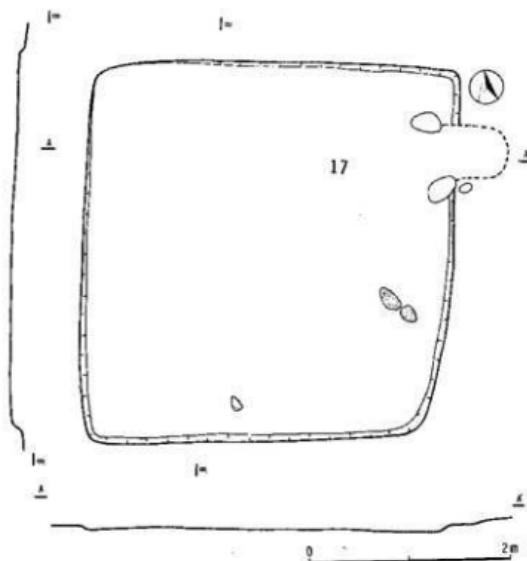
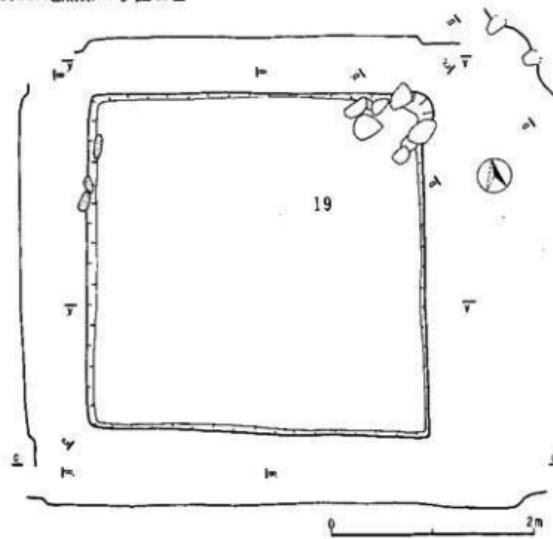


图19 杭No.319地点第17号住居址



杭No.319地点第19号住居址



## 溝 状 遺 槽

319地点の第4号住居址の南側から第3号住居址の北西コーナーを切って西北西の方向に砂質黄褐色土を掘り込んだ。幅0.5~2.0m、深さ10~25cm、長さ26mの少し蛇行したU字形の「溝」が検出できた。なお西端は東端より約60cm低くなっている。第5号住居址の南側付近までは幅が50cmで、ほぼ直線で、それより西方はやや蛇行し、幅も変化している。第3号住居址の北側では河原石が厚さ20cm程堆積している。底には鉄分の集積は見あたらない為底をさらった直後に癪されたか、水が流れていたとしても極く短時間であったと考えられる。又埋設されていた層は褐色土と疊だけであった。遺物としては国分期の杯等が出土している。住居址群と同時期の遺構であろう。

## 小 壓 穴

319地点の溝状遺槽の周間に、直径80~121cm、深さ10~66cmの小壓穴が15個検出した。個々の大きさは下表のとおりである。直径100cm以下で深さ50cm以下の小壓穴が11個と大半をしめ、又深さ20~50cmの物が10個、直径80~102cmの物が12個ある。又大きさが明らかでない第15号小壓穴を除く14個の平均径は直径92cm、深さ32cmである。この内土師器片が混入しているのは第2.5.7.10号小壓穴で又石が入っているのは第2.5.6.11号小壓穴である。配列は不規則で建物の柱穴とは考えられない。なお第15号小壓穴は、第3号住居址の床を深さ50cm掘り込んでいる。（森本圭一、里村晃一）

小 壓 穴 一 覧 表

番 号	直 径 (cm)	深 さ (cm)	備 考
1	84	15	
2	82	10	疊 多 数
3	88	30	"
4	91	26	
5	89	21	疊 1
6	119	30	疊 4
7	83	50	
8	82	37	
9	87	38	
10	90	46	
11	102	66	疊 少 数
12	97	22	
13	102	41	
14	121	17	
15	100以上	50以上	

写真9 滴状遺構之小空穴

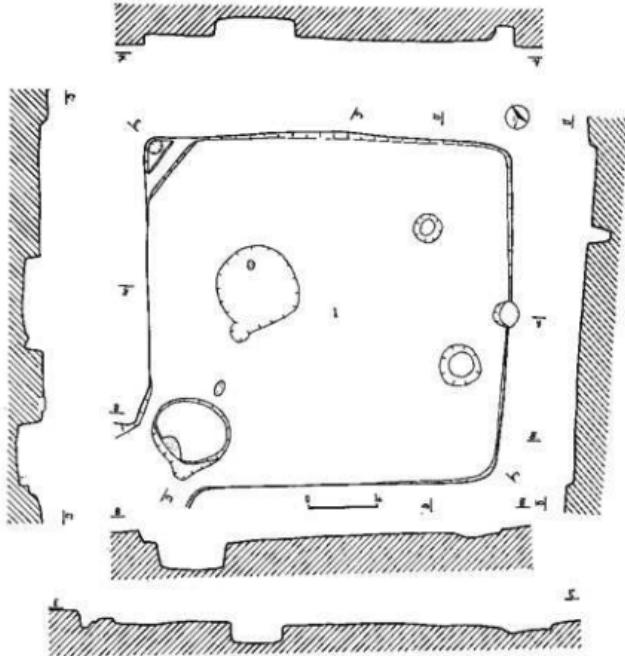


## 5. 杭 No. 337 地点住居址について

東西5.28m、南北5.13mの略正方形を呈する比較的大形の住居址で軸の方位はN-28°-Eである。カマドについては南東すみ、北西すみに厚さ5cm位に積った燒土を検出したが、カマドの位置は、確認できなかった。又、カマドの石組の残存の検出はできなかった。壁はほぼ垂直で現在の高さは10~15cmである。床は砂質黄褐色土に若干の黒色を混ぜて踏み硬めたものであるが、一部無くなっている部分も見られた。ピットについては6個のものが確認されたが、このうち1号ピットは深さ約40cm、中に灰が残っており、その下から直径15cm位の平らな自然石が入っていた。ピットの位置からして柱穴と見なされる。2号ピットは東壁中央部に、平面プランを脱して掘り込まれている。6号ピットは北西すみに斜めに掘りこまれたものである。又、住居址中央部西壁よりと南西すみに大きなピットが見られ、南西すみのピット内には石が積重ねて入っており、中から灰釉陶器片壹が出土している。また中央よりのピットからも土器皿が出土した。住居址の北壁よりにいくにしたがって床が上っており、とくに皿・器台等が集中して検出された。一見祭壇を連想するような状況であるが、確信はない。住居址は南西すみが破壊されており壁は確認できなかった。

(山崎金夫、塙島由喜男、川崎昌宏)

図20 杭 No.337 地点住居址



## 6. 杭 No. 344 及 350 地点住居址について

### 第 1 号 住 居 址

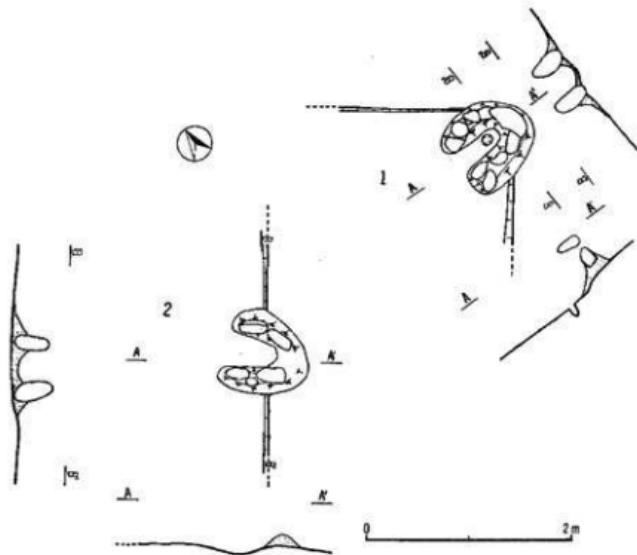
杭 No.344地点にあり、金川の氾濫で堆積した砂層も厚く、地質も変化にとみ、氾濫により住居址の残りにくくに状態であったと思われる。

本住居はカマドと住居址北東部のみが確認できる。残存する壁はやや外傾し、床面はやや軟弱である。カマドは石組作りで、棒状の河原石を床面と垂直に立て、周囲を粘土で固め、後部は扁平な石を横に置きその下を煙出しにしている。焚口で50cm、奥行50cmでカマド内に直径8cmのビットがある。

### 第 2 号 住 居 址

本住居は第1号住居の南西部を切って作られたものと思われるが遺存するのは東側壁の一部と、カマド及びその周辺の床面だけである。床面はやや軟弱であり、西側は川の氾濫の為流されている。カマドは石組作りで棒状の河原石の周囲を粘土で固め、後部の粘土の上を煙出しにしている。

図21 杭 No.344 地点第1，2号住居址

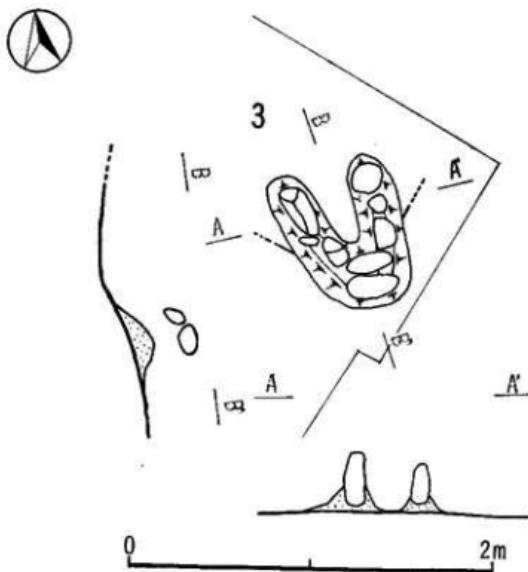


### 第3号住居址

本住居は杭No.350地点でうね状遺構の下の層にあり、予定路線の北側すれすれに当るため全掘が出来ず。カマドとその周辺のみ確認できた。住居址は地表から115cmのところに設けられ、床面はカマド前部が確認できるのみであり、やや歎弱である。カマドは石組作りで数本の棒状の河原石を垂直に立て、その周囲を粘土で覆い、2枚の扁平な河原石を後部に置きその下にできた粘土との間を經出しにしている。

(山崎金夫、塩鳥由喜男、川崎昌宏)

図22 杭 No.350 地点第3号住居址



### 7. うね状遺構について

直行した溝を少し間隔を開けて褐色土を掘り込み、その間がうね状に残っている遺構が杭No.340地点の駐畔の上面と、No.345～350地点にかけて計4本のトレンチから検出できた。

#### 杭 No.340地点

駐畔を確認するためにトレンチを入れたところ、地表下30cmの砂層の下からやや粘性のある褐色土上に

検出できたうね状遺構は、7.5mの間に13本ある。うねの高さは10~18cm、底面での幅は20~40cm、間隔は45~70cmで、多く見られるのは各々60cm、15cm、25cmである。うねの方向は北—55°—西で伴出遺物はなく、うねの下は赤褐色土を含む黒褐色土で、この面に畦畔を造っている。

#### 杭 No.346地点

地表下80cm~120cmで砂層又は礫層の下から80~235cmの間隔に高さ15~80cm、底面の幅15cm~60のうねが20本検出できた。東方のうねは砂屑・礫層の中に褐色土の凹りが混り込み、又層序が乱れている為、最近の搅乱天地返しの可能性が強い。しかし西側にわずかに検出できた5本のうねとこれに続く畦の上にある砂層は、流れ込んだ状態で層をなして堆積した為、うね状及び畦状遺構利用中に河川の氾濫により埋没されてしまったと考えられる。畦は東西方向に16.5mとその両端から北方に伸びている。その高さは20cm~45cmで、東西方向の畦のはば中央から北方へうね状遺構が伸びている。

#### 杭 No.348地点

本地点の南側のトレンチの東方で、地表下70cmの砂礫層の下に、深さ25~90cm、幅100cm前後の溝が20~170cm間隔にはば平行に14本褐色土を掘り込んでうねが造られていたが、この砂礫層の中から土器片・鉄製ハサミ破片・ガラス片等が出土し、旧地主が天地返しを行なつたと言う事である。又、北側のトレンチの溝は表上下の礫層を切っており、これも農作業によるものであろう。

#### 杭 No.349地点

地表下40~60cm砂屑の下から高さ40cm前後、幅10~50cmの褐色土によるうね状の遺構が60~200cm間隔に検出された。うねはおむね北—42°—東の方向にあり、うねの上面は波状で、凸凹がある。南側に幅60cm、深さ15cm程の「U」字状の溝がある。全般的に西側のうねの上面とうねの谷は、東側にくらべると低く、又東方には幅約50cm、深さ60cm途中壁により区切られた溝状の遺構がある。うねの上面とうねの谷の直上には、第2層の砂層とは異なって砂が溝を卷いて堆積し、その下には鉄分が沈殿した層が見うけられ、又うね状遺構が造られている褐色土はスコップが入らない程固く、水はけも悪い。なお伴出した遺物は柏崎彰一氏によると江戸時代初頭のものであった。南北方向に設けたトレンチの北側を土状観察の為掘り込んだところ、褐色土層の下の砂を含む黒褐色土の上面に住居址を確認した。ある程度の期間東方から西方へうねをこえて水が流れ、その後洪水により小石を含む砂が堆積した。しかし本地点はNo.346~348地点と異なり礫はない。

①  
どのような理由でこのようなうね状遺構を造ったかは明らかではないが、長野県東部町三分南遺跡の例からして横出として利用した可能性がある。(森本圭一、竹内清志)

#### 註

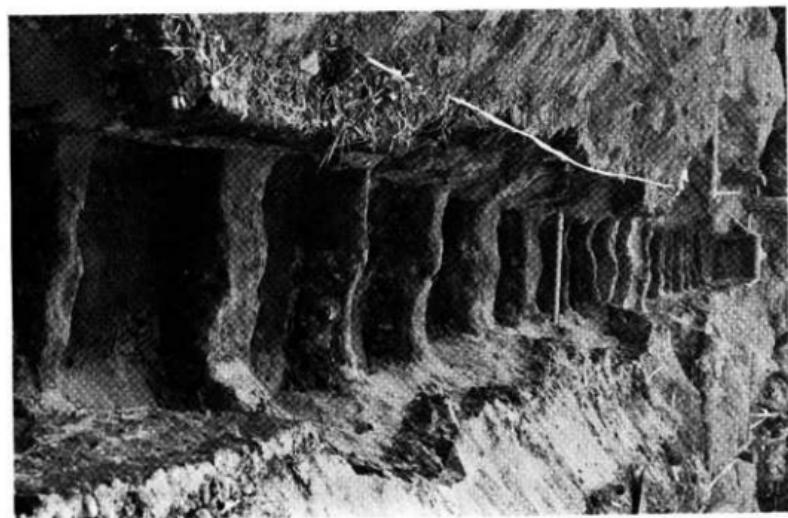
① 長野県教育委員会 信越本線塙野大屋間復線工事  
事業地内埋蔵文化財緊急発掘調査報告

1970

写真10 抗 No.349地点うね状溝



写真11 同 上



## 8 住居址のまとめ

今回の調査で発見した住居址は計33軒で、その一覧は別表のとおりである。これらの住居址についてまとめて考察を行なう。

1) 確認できた住居址は全て堅穴住居址で、方形プランが大多数で隅丸方形が2軒あった。上野晴朗によると<sup>①</sup>（略）甲斐国にあっては平安時代初頭においても堅穴生活が一般で（略）しかし・宮町のように明瞭な条坊の跡があって一國の文化の中心地は当然住居形式が平地住居が多かつたであろう（略）とあるが、末木の例と考え合せても、住居址は全て堅穴住居である。<sup>②</sup>

2) 時期は No.314—4・9 住居址が真間期で他は国分期である。

3) 周溝は全く確認できず、柱穴も No.337—1 住居址以外は確認できなかつた。

4) 住居址の大きさは、面積が判明した25軒のうち、16m<sup>2</sup>以下が22軒、このうち10m<sup>2</sup>以下が9軒、小さな住居址が比較的に多く、最小はNo.313—5 住居址の5m<sup>2</sup>である。面積の大きい住居址としてはNo.337—1 住居址の26m<sup>2</sup>、No.319—4 住居址の24m<sup>2</sup>、No.313—6 住居址の21m<sup>2</sup>で、このうち1・4 住居址は厚手の上部質土器と灰釉等が出士し、普通の上部器は出土しなく、特殊な住居址と考えられる。

5) 軸の方位が判明できた31軒の住居址の内、国分期の29軒についてまとめてみると、まず磁北と真北の関係は磁北が真北に比べ、約6°西に傾むいている。各住居址の説明では磁北を用いたが、以下真北をNとして述べて行くと、No.313地点はN—1°—EからN—10°—Wで平均値はN—4°—Wで、No.319地点はN—22°—EからN—8°—Wで、19軒中N—4°—EからN—14°—Eの間に17軒、又N—5°—EとN—6°—Eで10軒を占めている。No.337、344地点ではN—22°—EからN—27°—Eの間で、これに類似するものとしてNo.319—6 住居址があり、この数値は今回の調査で確認できた条里遺構の方位と一致する。又末木の5軒の住居址の軸の方位はN—3°—EからN—10°—Eで、平均はN—6°—Eであり、No.319地点と類似している。No.319地点と100m余り離れているNo.313地点の方位は約10度ずれているが、No.319地点と700m余り離れている。末木の例がほぼ同じ方位を示している。今後資料の増加により、同一方位を取っているとすれば条里との結びつきが考えられよう。

6) カマドが住居址のどこに造られたか、カマドと側壁の関係が明らかなNo.313・319地点の住居址26軒について、その関係を別図に表わした。上は実寸で、下は壁を1としたカマドの位置を表わしたものである。東壁と北壁を中心に造られているが、No.313地点と、No.319地点とは異なった位置に造られている。No.313地点は、北壁中央部、東壁中央部と東南隅の3ヶ所に造られ、北西隅、北東隅、東壁の中央より南側には造られていない。なお真間期の2軒は共に東壁の中央に造られている。No.319地点は北壁の西側、北東隅、東壁の南側に造られ、北西隅、南東隅及び北・東壁の北東隅から約1.1m付近で側壁の1/6付近には造られていない。このように2地点の住居址群では、北・東向壁にカマドを造っているが、一

方でカマドを造っている所には他方では造っていない。方位にしても2地点の住居址群が異なっている点など聚落により何らかの規制が行なわれていたと考えられよう。

(森本七一、山崎金夫)

註

① 上野晴朗・宮町史所収 一宮町役場 1967

② 山木秀々雄外 甲斐田分寺周辺聚落址の調査 山梨県教育委員会 1970

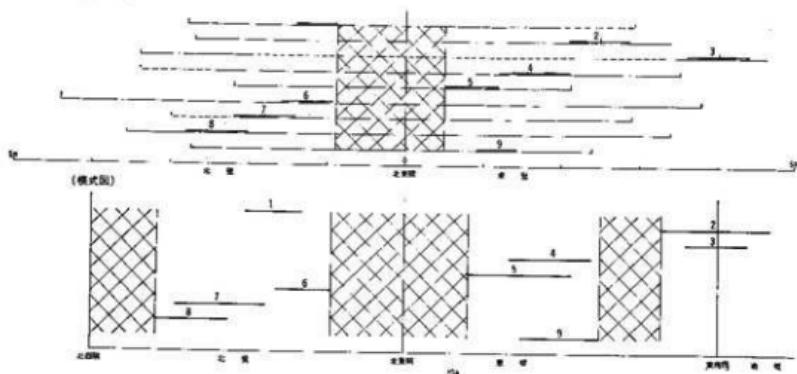
③ 同 上 同上 同上 同上

別表 住居址一覧表

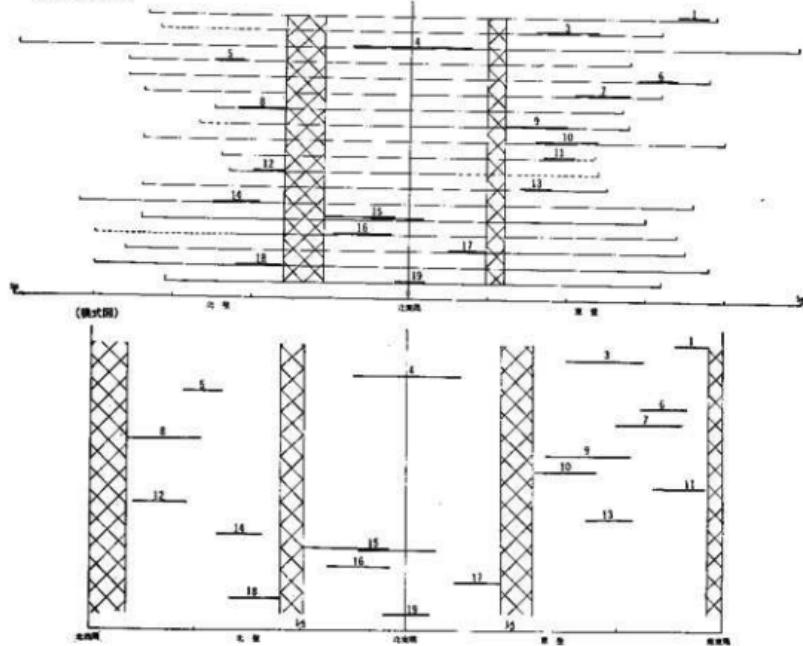
地點 (中心杭No.)	住居址 番号	大きさ			カマの 位置	柱穴 (縦北)	軸の方向	時期	備考
		南北(m)	東西(m)	面積(m <sup>2</sup> )					
313	1	3.3	—	—	方 形	北 (?)	なし	N-7°-E	国 分
	2	2.8	3.05	8.5	〃	南 東	〃	N-3°-E	〃
	3	4.2	3.8	16	〃	南東 (?)	〃	N-4°-E	〃
	4	3.9	3.9	15	〃	東	〃	N-11°-E	真間
	5	2.3	2.3	5	〃	東	〃	N-2°-W	国 分
	6	4.2	5.1	21	〃	北	〃	N-2°-E	〃
	7	3.6	—	—	〃	北	〃	N-4°-W	ピット1
	8	3.7	3.7	13.5	〃	北	〃	N-6°-E	ピット1
	9	2.5	3.0	7.5	〃	東 (?)	〃	N-1°-E	真間
	10	—	—	—	—	—	〃	—	—
319	1	3.95	3.8	15	方 形	東	なし	N-20°-E	国 分
	2	—	—	—	—	東	〃	N-11°-E(?)	〃
	3	3.2	3.65	12	方 形	東	〃	N-11°-E	〃
	4	5.0	5.0	25	隅丸方形	北 東	〃	N-17°-E	〃
	5	3.0	3.4	10	方 形	北	〃	N-11°-E	〃
	6	3.9	3.6	14	〃	東	〃	N-33°-E	〃
	7	3.1	3.45	10.5	〃	東	〃	N-12°-E	〃
	8	2.9	2.6	7.5	〃	北	〃	N-10°-E	〃
	9	2.6	—	—	隅丸方形	東	〃	N-11°-E	〃
	10	4.1	3.6	15	方 形	東	〃	N-10°-E	〃
	11	2.6	2.6	7	〃	東	〃	N-12°-E	〃
	12	2.4	2.7	6.5	〃	北	〃	N-2°-W	〃
	13	2.65	3.5	9	〃	東	〃	N-11°-E	〃
	14	3.6	4.4	16	〃	北	〃	N-12°-E	〃
	15	3.0	3.6	11	〃	東	〃	N-15°-E	〃
	16	3.8	4.05	15	〃	北	〃	N-17°-E	〃
	17	3.65	3.55	13	〃	東	〃	N-12°-E	〃
	18	3.8	4.0	15	〃	北	〃	N-17°-E	〃
	19	3.2	3.2	10	〃	東 北	〃	N-12°-E	〃
337	1	5.0	5.2	26	〃	なし	4	N-28°-E	貯藏穴2
	2	—	—	—	〃	北 東	—	N-32°-E	〃
344	1	—	—	—	〃	北 東	—	N-33°-E	〃
	2	—	—	—	〃(?)	東	—	—	〃
350	3	—	—	—	〃(?)	南 東	—	—	〃

図23 カマド位置表

炉内寸法 (尺寸)



炉内寸法 (尺寸)



## 9 条里地割（半折形）と通水造構

杭No.335+西方4mから杭No.341地点、即ち一宮町豊堂部落にかかる道路敷巾25m内外の地域に見出された状況は、No.338付近から北西方向にかけて埋没されている通水造構とNo.340付近で良好に保存されている条里地割にわけられる。

**通水造構**においては、部分的に樹園地造成のための擾乱はあるものの、灰色がかった褐色土層(3層)を抜いた下部に、表土より85cm小石交りの30cm前後大までの河原石、ならびに一部切石を併用しながら構築をした通水造構が設けられていることである。(次頁図参照)

この造構の特徴は平均52cm巾(最大54cm最少37cm)をもって構築され、高さは概ね平均26m最高30cm最低で25cm、長さでは3本を交差させる最大のもの(No.1)で18.72m、角度はN-37°-Eで、北部端の一部が破壊され、北部面にゆるやかな傾斜を有している。

次に北側に位置するのも同様高さの平均26cm・長さで11.48m、中間に位置するものは、高さ平均26cmで長さ11.44m、南側に位置するものは、同じく平均で26cm・長さで11.96mとなっていて95°をもって交差している。河原石の石組に混って陶器片土師片も応用されていた。

**条里地割**は主として杭No.340寄りに原型のまま樹木地点を除いて良好に保存されていて、樹園地化による擾乱は幸いまぬがれている空間であった。

部分的には、道路敷以外の箇所もあったので未了地域もないわけではなかったが、実測で54.4m×21.7mの半折形地割を、畦畔確認によって測ることが出来た。

この場合、各畦畔即ち地点A・B・C・D・E・Fの検出せる蒲鉾状の盛り上りの中心と考えられる点Oを中心とおる線によって結ばれる空間は、南北が21.7m点、O-Dから東に54.4mの杭No.335プラス西へ4mの水路にそう蒲鉾状盛り上り地点A'が該当する。

A'地点より北10mで水路はこの半折形地割の中央部邊で西に向い、A地点の湧水と合流する。

このようなありかたを総合的に検討すると、この半折形プランは北東方面に少なくとも、数面にわたって展開するであろうことが予察出来る。

おそらく地形等の観察では蒲鉾状畦畔E-F線は南限のそれかも知れない。

勿論今回の調査では更に多くの確認は不能であったが、半折形地割と水路との関係は条里プラン考察上重要なかかわりがあるものと考えたい。

畦畔は、各々第3層上にあり、畦畔を構成するのは粘質の黒褐色+赤褐色土である、形状は蒲鉾状で、高さ、30cm内外のものでその巾も120cm内外で畦畔を各々切り込んで観察した結果では、先年検出された御坂町・石和町地内の1~3号の場合の共通点であった。基底部を河原石をもって、つき固めているものとは異なり、河原石の存在は各地点とも存在していなかった。幅員については120cm内外のものと180cm

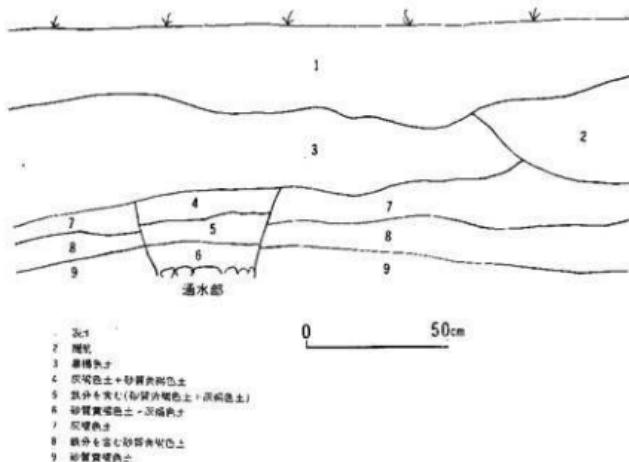
内外のものとに分かれ、東西方向のそれと南北方向のそれとは差を有しているのに気付く。そしてその方位はN-24°-E（磁北30°）を示していることである。このN-24°-Eの畦群を構成する粘質の褐色土からは遺物が若干検出された。おそらくは構築の作業中に偶然に混入したもその1はA地点出土のもので灰釉陶器片0~10期に該当するもの、2はE地点出土のもので、土師器片（杯）のものである。勿論偶然に混入したものだろう。

このような例は、先年調査の折にも杭No.429地点の第1号畦群にも見られた現象で（丸高Ⅱ期杯）形成された年代を示す手がかりとして重要である。畦群には打ち込まれたであろう杭跡のようなものの検出はできなかつたし、陶器・土師片の他には全く遺物はない。次に第2層下部に見られる、うね状の遺構が①半折地割の南限寄りに検出されているが、この種のものについては別編でもふれているのであるが、長野県小県郡東部町人字海野字三分にある三分南遺跡のそれに近似している点があげられよう。

トレンチ内の所見によると、うね状遺構から検出された陶器についてみると、江戸初期の陶器片（名古屋大学柏崎彰一助教示による）であることが確められたことによって、中世以降の水田址には、この種のうね状遺構が伴う例として追加されることであろう。（山木寿々雄、里村晃一）

① 長野県教育委員会 信越本線沿野火野間複線工事  
事業地内埋蔵文化財緊急発掘調査報告 1970

#### 通水遺構層序図



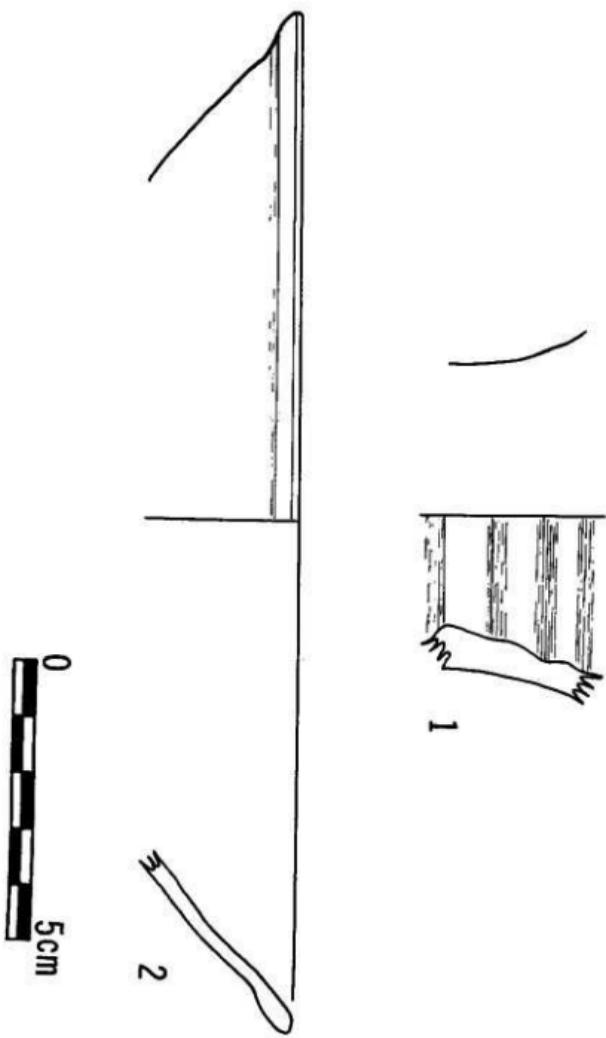


写真12 半折形埴輪A地点の状況（スケールは灰釉0—10期の出土）

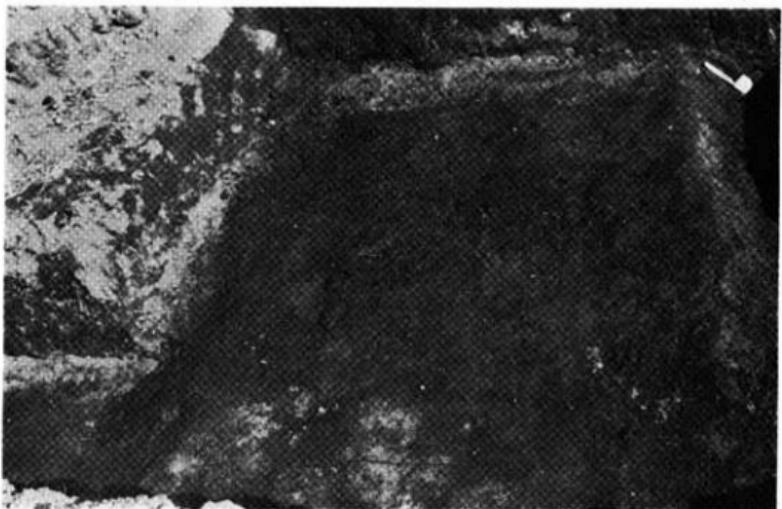


写真13 半折形埴輪B点の状況（埴輪切断）

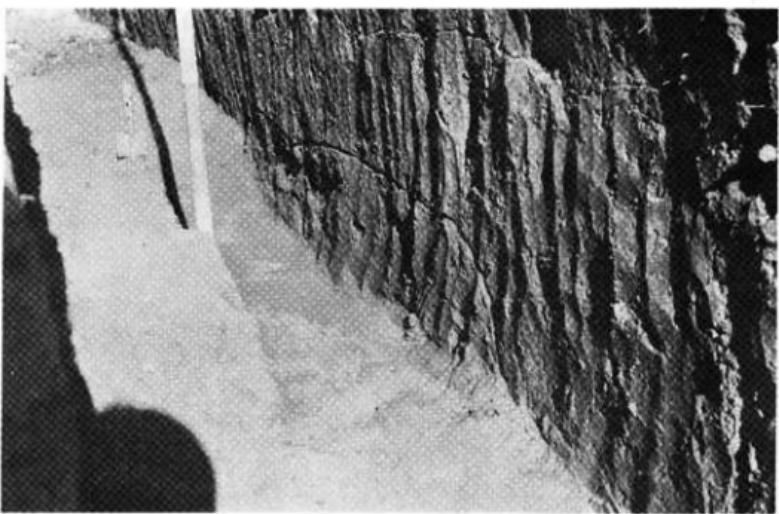


写真14 半折形畦畔延長地点（E）の状況

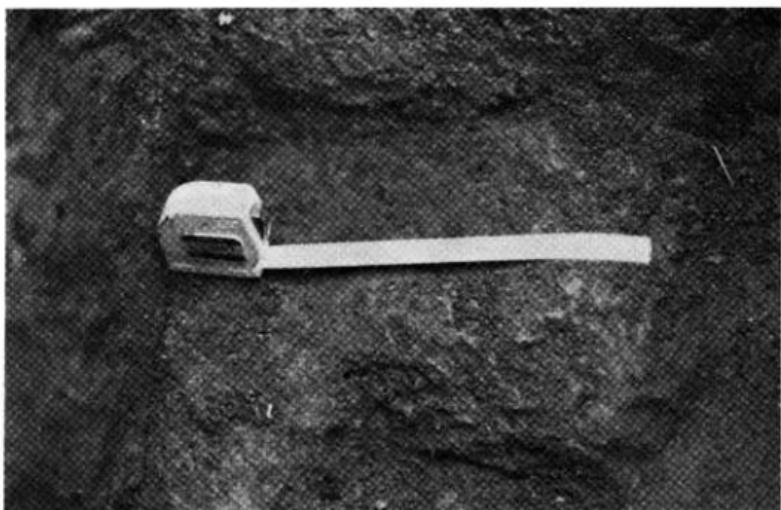


写真15 半折形畦畔延長地点（A'）の状況水路近接地



写真16　灰褐色土層には土師器細片の包含があつた



写真17　灰褐色土～鉄分を含む砂質黃褐色土～砂質黃褐色土　その下部に通水透析がある



写真18 透水造構の構築

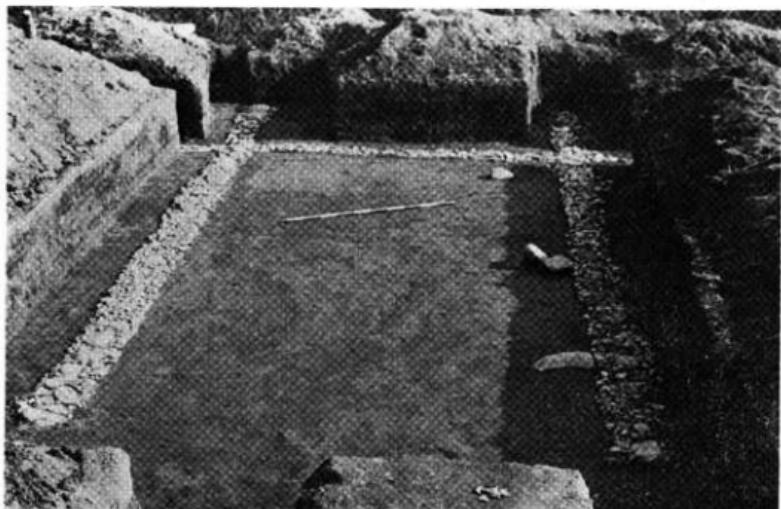


写真19 透水造構 構築状況（遺物は須恵器片）



写真20 A部通水口

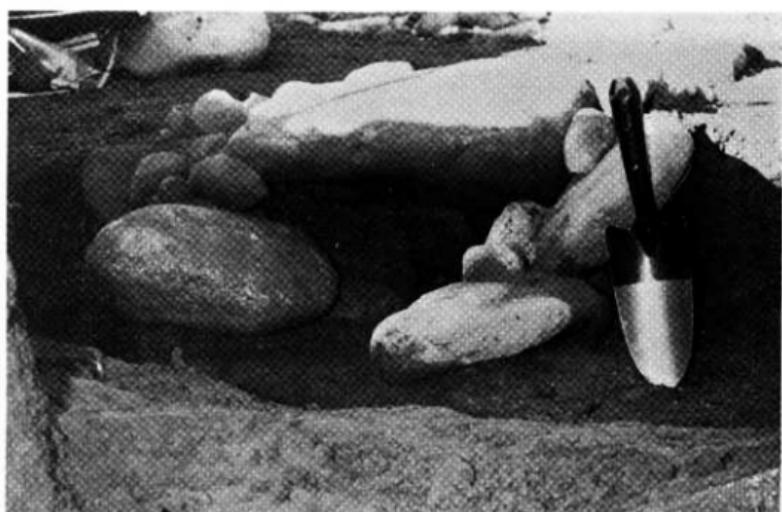


写真21 同上その内部状況

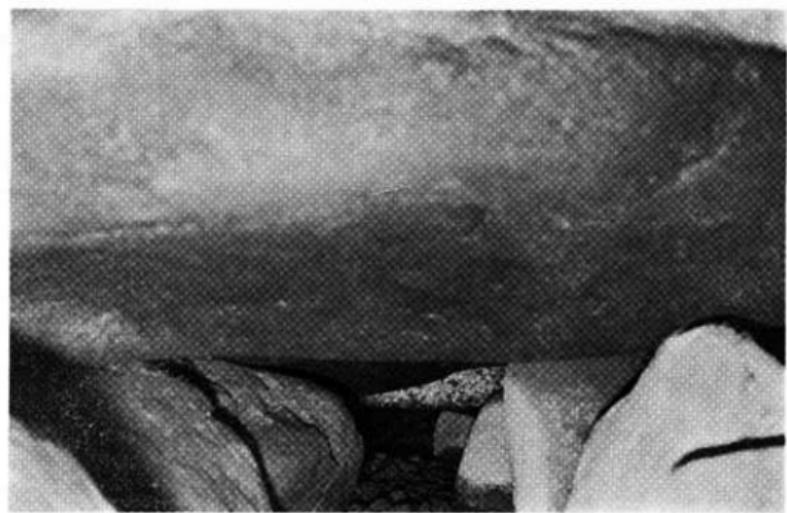


写真22 B部通水口



写真23 同上 (巾:高=52:26cm)



## 10 条里地割と遺構と墨書き土器について考察

以上のべてきたのは、条里地割とその空間に見られた遺構であるが、2000mに及ぶトンレチ設定で読みとることは大部分が第2層につづく砂層、礫層などの互層によって成立していることで、この地に残る条里地割は、断片的にしか存在していないことの事実である。このような中でみられた、杭No.335~340にかけての半折形地割を基本としながら（N-24°-E）の埋没条里を一応復元してみた。（別添折込参照<sup>①</sup>）。すでに述べているような、須藤賢、谷岡武雄によって示されているパターンは『境界線が正しく東西、南北を取るものとして、極めて局所的に、東山梨郡岡部村国府を中心に同村の大部分及び春日居村に及ぶものが比較的広い範囲を占め、この外ごく一部は国分寺跡たる東八代郡国分……に残っている』とされる条里地割の想定線は、この東八代郡一宮町岡分付近においては今回の調査の結果から現地表の地割調査をもとにしておこなった条里想定線は、その研究方法の再検討を余儀なくされるだろう。ましてや上野晴朗による『航空写真などもあり甲斐の条里遺構も飛躍的せん明……とくに一宮町・御坂町・八代町・境川村・石和町・春日居町方面には条里的遺構が歴然として残されている』ことや、儀賀正義による『条里的遺跡もまたこの地方に濃厚に残片している』など、その想定線によるところの条里の位置とは全く方法的に異なるものであることをあげておこう。

今回検出されたN-24°-Eの条里地割は、先年おこなった、御坂町～石和町の駐畔の走向点北を指すものとはまた違っており、これで2つのパターンが考古学調査の結果確められたことになる。筆者は整理の都合上、これらを『埋没条里』として昭和初年以来広瀬広一外が手がけてきた研究段階のものとは基本的に区別することを考えたいと思う。それは、弥永貞三のいう『少なくとも戦前までの研究段階では条里構造を推定するために定規で地図上に想定線を引き、『条里の復元』と呼ぶのが普通であった。現在でもこの推定線と、条里的土地割（条里景観）の分布をしめす線との意味は混同されがちである。けれども私は両者をはつきり区別する方が、今後精密の度を加えていく学問の方向として望ましいと考えている』提言に同感であって、事実、両年次にわたりおこなった埋没条里的考古学調査の収束にあたり、学問的方向として強調したい。このことに関して古くは石田茂作によって示された出雲国分寺発掘での所見。宝月圭吾による『地表面に認められる条里そのものが古代の条里であることの証明が基礎的な研究手続きとして絶対に必要としなければならない』とする提示等、更に最近報じられている京都大学安満遺跡調査團による大阪府高槻市内の調査の成果、大阪府豊中市による勝部遺跡の調査の成果などからも伺うことが出来る事実である。金川右岸の扇状地の古代開発は、一部検出された半折形地割による推定地域も広範囲とは考えられず、古代用水等を考慮に入れてむしろ10町内外のものであったのかも知れない。そのことは、トレンチ内での層序等の観察からも予察されるところで、この右岸の氾濫原が水の過剰とアクティヴな場合、異常な洪水などによる扇状地の開発がおくれていたのではないか。そして、そのことは杭

No.313地点における住居址群や同319地点の住居址群にも見られるように、河川砂礫の住居面への堆積による放棄が考えられることや、住居址群の中での重なりあって構築されている事業などは住居占地そのものが制約されていた状況を表現しているものとしか理解出来ないのである。

最近明らかにされている茨城県笠間市の石井台遺跡の例にも同様なことが考えられるようであって、通常の場合の住居址占地とは、異なることをあげておきたいと思う。

したがって、条里地割、住居占地等にも環境による制限は大きく支配をされていたに違ひなさそうである。このようなことを考慮すると、条里はこの一宮町地内での想像されていた以上にその範囲は狭く断片的な設定しかあり得なかつたのではないだろうか。

河川氾濫の頻度が多ければ多い程、その開発は進みがたいことは当然であろう。このようなことが甲府バイパスが通過する荒川～笛吹川の複合扇状地に入れた工事用の溝觀察において得られた所見からも、多くの地域にわたって、砂礫層の互層でつくものであったことから、一部甲府市内東南部地域荒川沿岸以東の地域を除いて条里地割の存在は広いものと考え難いようであるが、他日考古学資料の累積を待つて述べてみたいし、一例を史料として開田園が正倉院に伝存されている東大寺領道守社の場合を見てても、灌漑用水路・農家集落など南部にあたる部分は条里の坪に詳細な記入もあり、関連の文書・記録にも惠まれてはいても、昭和37年以来の第四次に及ぶ発掘調査の結果からは、水田を造成するうえに好条件ではなかつたようで今後の調査のまたれるところとなつてゐる点を併せて見てみても、条里復元の調査は並大抵ではないことがうかがえるのである。<sup>(6)</sup>

次に、通水造構について一考してみたいと思う、即ち砂質の黄褐色土層の中に、河原石をもつて構築した通水造構は、その寸法において共通性がうかがえるということである即ち最大幅は54cm、最小幅は37cmで、その平均で52cm。高さが最高で30cmから最低の25cmで、平均26cm内外とはかることが出来る。長さは、3本の通水造構を交叉させる最長のものは18.72mで、北端の一部が破壊され北面に傾斜している。

次に北側に配置されているものの長さ11.48m、中间に位置するものは長さ11.44m、南側に位置するもの11.96mとなつてゐることはすでに述べておいたところであるが、勿論河川等からの自然石をもつて構築するので、それ自身のもつ誤差や、誇張をさけることは困難なことは当然なことであろうがその最大公約数を拾つてみると、幅と高さの関係においては2:1となることに気づくのである。

即ち、52cmと26cmということになる。ここで、甘粕鏡が前方後円墳の研究—その形態と尺度の中において、導き出された尺度即ち『23センチの尺度の使用が終わり35センチの尺度が出現するまでの約1世紀の間に使用された尺度として25センチないし、26センチの尺度が考えられるのであるが、このグループの尺度は25センチから26センチ前後までの間にばらばらに存在するのではなく、25センチ前後のものと26センチ以上のものと2つのグループに分かれるようみえる。』の見解がある。この場合を通水造構にあ

てみると、即ち幅と高さの最大公約52:26の関係から振りに26cmが一尺とした長さについて割出しをおこないあてはめてみることにしよう。

最長を有する前述の3本交叉の通水造構は18.76mで、72尺と4cm余、北側に位置するものは11.48mで44尺と4cm余、中間に位するものは11.44mで、44尺となり、南側に位置するものは11.96mで46尺となる。このような結果から甘柏縫の尺度考中26cm=1尺とする類のものが石組にも応用されているものとすれば、使用的の時期ならびにその応用面等今後の研究の課題となるであろう。

次に駐畔ならびに通水造構石組中より出土したる遺物についての所屬時期について整理しよう。駐畔A地点出土の陶器片については、すでに述べているように駐畔を構成する粘質の褐色土中からのものでありその所属はO—10期に当るものであるところから、800年代つまり9世紀後半をさかのぼれないだろう。他に混入する遺物はなかったが、同様駐畔、A～F地点の駐畔を構成する粘質の褐色土中から、杯の破片（上部器）が出土した。四分期のもので、O—10期と同様時期のものと解したい。

このようなことを手がかりとして偶然混入の遺物による一応の時期の目安が検討されるのであるが、駐畔の築成時期を9世紀後半の一時期に考え得ることが出来ようかと思う。

とすれば、半折形タイプの条里地割の構築年代は9世紀後半の一時期であることになる。

そこで、この条里地割の一画に通水造構を併設されていたことになるのであるが、構築する河原石に混つて陶器片、土師片なども組石中に応用している事実があげられるがその点についても目をふれておこう。

この種の遺物は駐畔のものより点数も多く、計9点あげられる、その内訳は灰釉陶器片、須恵器片、土師器片等であるが、灰釉陶器は永田古窯のものと地元古窯のものと考えられるものである。

永田古窯は一応、O—53期の古い部分に相当されるところから1,000年代後半の平安中期以降のものと考えられていることや、地元古窯のものと考えられる陶器もK—90期以降に伴うものらしいことが山梨県内の実状のようである点を併せてみても平安中期以前にはさかのぼれないであろうことを知るのである。とすれば、平安中期以前の一時期に通水造構の石組が築成されたものか、或は補修されたか、そして若しや26cm=1尺の尺度をもって構築したものとすれば、甘柏縫のいいう5世紀中葉から6世紀前半までの間の時期このように整理してみる。駐畔の空間に先づ最初に通水造構の構築があり、そこに半折形条里が生じ11世紀後半の平安中期以降の一時期とは凡そ600年の年代差がよみとれる。従ってこの間の歴史を通水造構が示していることになるかも知れない。

さて駐畔築成の即ち半折形地割の時期（N—24°—E）と先年おこなった駐畔走向が真北を示す地割との構築年代についてである。

特に、この駐畔についてはふれておいたように北は、寺本院寺・甲斐国府・鎮日の部落が延長線にすっぽり入り、南の延長線には、甲斐国衙や、後期越後古墳がすっぽり入ることなどの検討から、<sup>⑧</sup>中斐古代地方都市の復元を試みている。この場合1号駐畔と2号駐畔の距離は424mで、飛鳥方格地割の1町106

mの4倍にあたることに予め注意しておいたのであるが、この地域の条里地割の上で、東西についての駐畔の検出巾25m内外においての全トレンチの中では認められなかつたことから、或は長地形を成すものなのだろうかとする考え方である。

若しこの考え方があてはまるものとすれば駐畔築成の時期が、混入した鬼高Ⅱ期の時期即ち6世紀末から7世紀にかけてのものとされ、東国という地理的環境から若干おくれても7世紀代の一時期のものと考えた場合、前述の通水道構を伴なう半折形地割と長地形地割では時期に新旧がつけられるということになるであろう。

とするならば長地形をとつたものとする御坂町や石和町地内の条里地割は、一宮町のそれよりはより低湿地の標高273.2m～295.6mで、標高約324mの金川右岸の氾濫原の方が約30m高いことになり、長地形をとつたものとする御坂町・石和町の条里地割が新らしいことになる。即ち低湿地にあるものの方が新らしいものとなり、より高地に占地する半折地割をとつた一宮町の条里地割の方が古いということになる。

この場合、竹内理三の神戸新聞「祖先のあしあと」によると、低湿地にあるものは半折形が多く、やや高いところには長地形が多い。なお長地形の場合は、まず畠地として耕作し、のち水田化されたものが多いのではないかと想像される。

としている見解とはいささか異なること点をあげておかなければならぬ。勿論今後の精査の結果を待つべきは当然のこととしなければならないが興味ある事実を示してくれたことになる。

最後に条里地割周辺地域出土の墨書き土器についてのふれてみたい。

従来文字一字を記入した墨書き土器についての発見例は全国に多いが、文字一字の意味するものの解釈は不明な点が多い。全くその解釈に苦しんでいたのであったが、幸い複数のものの出土と相まって、条里遺構周辺といふ背景下にあることによってその糸口が或程度割出せるのであるまい。勿論當時としては、筆・墨・硯の使用は下層農民ではなくて、地方官人等限定されていたであろうとする観点にたって國分僧尼寺・國府・國衙に近い条里を併せ考えての解釈を一応次のようにしてみることにしよう。

先づ最初に『老女』をとりあげてみると、考古学調査の結果から老女と記載されている例に、藤原宮木簡(42)がある即ち……「善女老女小女右一千三百八十九口并二口……」中の老女が唯一の例としてあげられようか。老女とは養老戸令に定められた年令による差別であるところから、この墨書きの老女は61～65才の女を意味し、律令制下での年令、性別に応じての課役の負担能力を、意味する老女と理解することとした。

若しこのようにしてみる予察が許されるものとすれば律令社会という事実、条里水田という中で一字文字もそのような背景の下で理解されようかと思う。即ち墨書き土器の『田』陰刻土器の『田』も条里水田の中の田の或る意味を持っていたと考えてよいだろう。以下土器の墨書き『手』については、手そのものであったろうし、農産物の一つとして手の登場を見ることが出来る。『太米』?は生穀物である米の中

の或種の呼称であろうし『成』は粗率の成斤一束五把の成斤の器とする考え方も見方によつては許されるではないだろうか。勿論大擔な予察の域を脱し切れないが『主』については、おそらく郷里制の中で（律令村落）での戸主の器か、又は郷戸主の所属小集団を表わすものなのかどうか。それとも、郡司の主政、或は主張を表わしたもののかどうか、一つの試案として示そう。

もしこの考え方の一応たった場合、郡司の塑田私有の10町が、半折形条里の想定規模の広さとやや共通するであろうことが予察される。<sup>12</sup>『夫』については、平城木簡77に見られる松原の草除に夫17人を充て中衛が1人統領にあたることを記した木簡におけると同様な、大そのものであったとする考え方が成立しないだろうか。

いずれにしても、筆・墨・硯の使用が限られた階層であつただろうし、以外と一字文字も、全体の中の略字ではなかつたか。そのような観点にたつて、個々としての器の一字文字ではなく遺跡全体の中の背景をも通して墨書き土器のもつ一字を理解されることが当然必要なことになつてくるのではないか。

そのような意味ではかつての日下部中学校校庭聚落址（灰釉0—90期介在）の『田』や並崎市清哲の遺跡（灰釉K—14期介在）の線刻『田』も、今回の場合と同様に理解されるものとして改めて検討されてもよいような気がする。（山本寿々雄）<sup>13</sup>

## 註

- |             |                             |                      |      |
|-------------|-----------------------------|----------------------|------|
| ① 瀬 藤 岡 武 雄 | 甲斐条里の諸問題                    | 地理学評論24の4            | 1951 |
| ② 上 野 靖 聰   | 甲州風土記外                      | NHK甲府放送局             | 1967 |
| ③ 碓 及 正 義   | 山梨県の歴史                      | 山川出版社                | 1973 |
| ④ 山 本 寿々雄   | 甲斐国坂戸条里造構等の調査所収             | 山梨県教育委員会             | 1973 |
| ⑤ 弥 水 貞 三   | 条里説の諸問題                     | 日本の考古学所収             | 1967 |
| ⑥ 大 西 青 二   | 東大寺御道守庄遺跡調査概報               | 日本歴史245号             | 1968 |
| ⑦ 甘 稔 健     | 前方後円墳の研究—その形態と尺度について        | 東京大学東洋文化研究所<br>紀要37冊 | 1965 |
| ⑧ 山 本 寿々雄   | 一考古学的視角による—<br>甲斐国地方古代都市の復元 | 甲斐考古11の1             | 1974 |
| ⑨ 岸 俊 男     | 飛鳥と方格地割                     | 史林53の4               | 1970 |
| ⑩ 竹 内 理 三   | 「祖先のあしあと」                   | 神戸新聞                 | 1959 |
| ⑪ 岸 俊 男     | 木 簡（藤原宮）                    | 奈良県教育委員会             | 1969 |
| ⑫ ノ 外       | 平城宮木簡 1                     | 奈良国立文化財研究所           | 1969 |
| ⑬ 菊 島 美 夫   | 並崎市清哲町清哲遺跡出土の土師器            | 甲斐考古11の1             | 1974 |

圖版24 陶質土師器（老女）

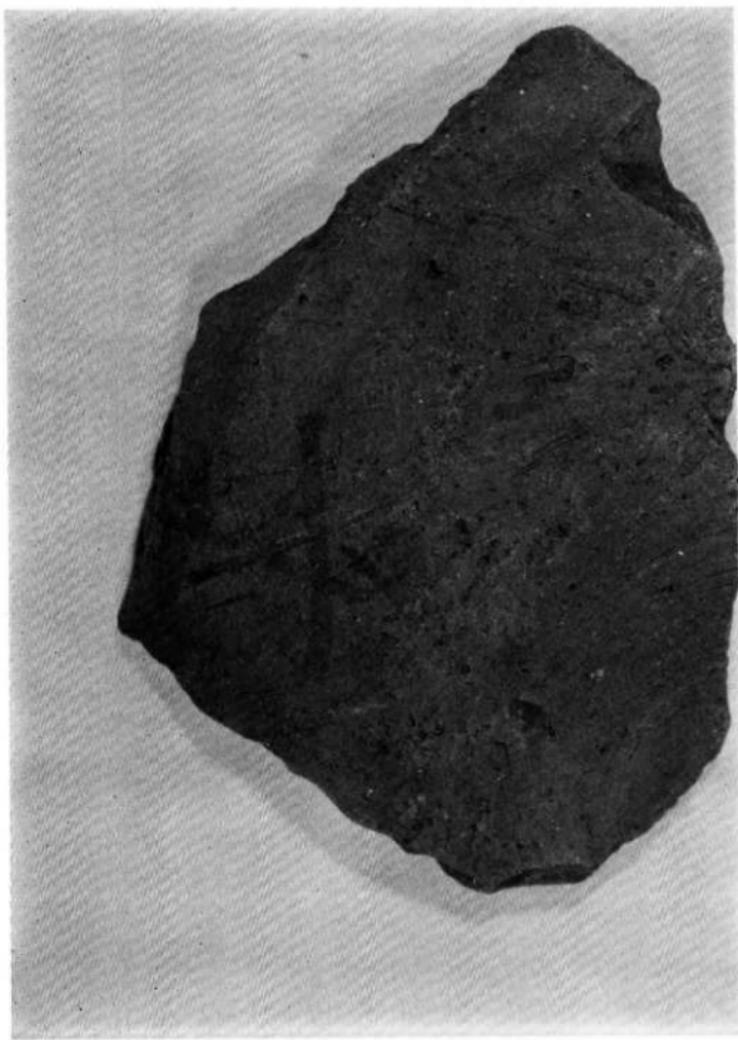


写真25 線刻土師器(田)

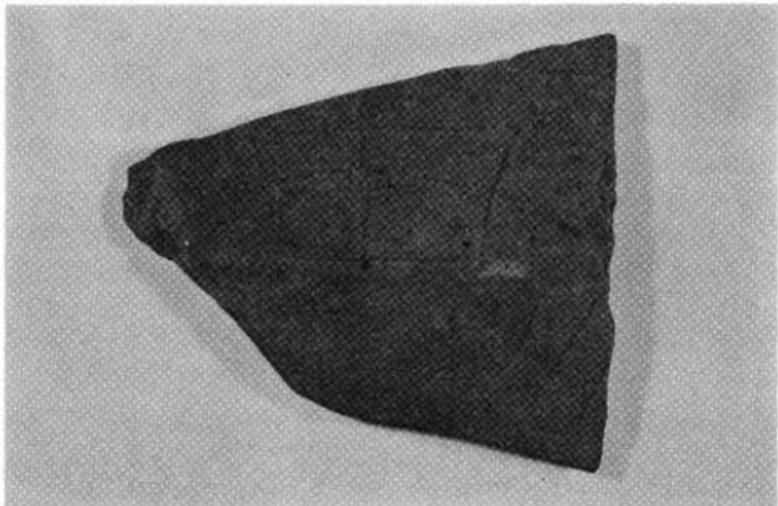


写真26 墓書土師器(中)



写真27 墨書き土師器(今)

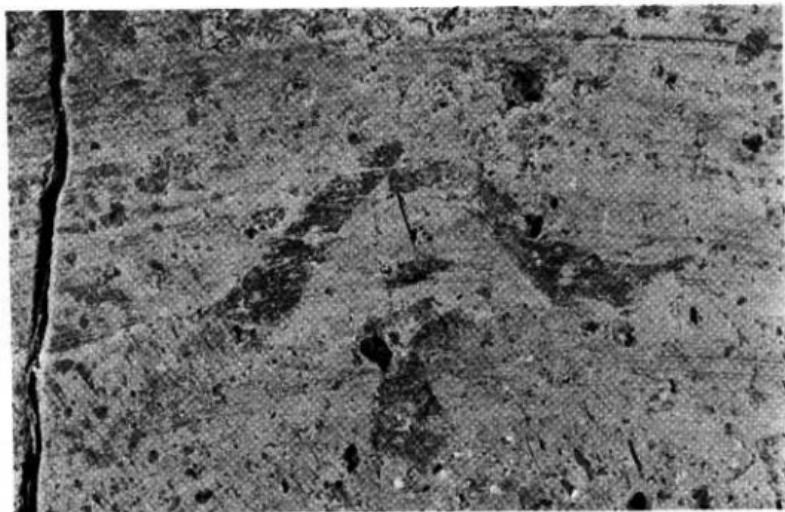


写真28 墨書き土師 ( )



## 11. 出土遺物とその考察

### 1. 出土遺物の概要

今回の調査地域は極めて広範なものであり、発掘調査は当初から困難が予想されたが、幸いに杭No.350 344、338、319、313地点の五地点に於いて數十基にのぼる住居址群を確認することができた。これら住居址群はすべて、晩期の土師器の使用された時期の所産のものであった。特に 杭No.338地点第1号住居、杭No.319地点第4号住居、杭No.313地点第4号および第9号住居址出土の遺物は特徴あるものである。又、これ以外の住居址出土遺物は、住居址が重複した状況で発見されていることから、晩期土師器編年の一助となるであろう。以下これらをふまえて各住居址出土遺物について概要を記してみよう。

### 2. 杭 No.350・344・338地点住居址出土遺物

この地点からは、計4基の住居址が確認されたが、338地点住居址を除いては平面プランは確認されなかつた。

#### (1) 杭 No.350地点第3号住居址

本住居址は、うね状造構の直下から発見されたのであるが、カマドが確認されたにすぎない。出土遺物は土師器、須恵器であり、土師器には皿(第1図7)・杯、壺、須恵器には甕などの器形が見られる。皿はカマド付近より出土した。

#### (2) 杭 No.344地点第1号住居址

本住居址はカマドと壁の一部が確認されたのみであった。遺物は土師器皿(第1図1~6)・杯、壺、須恵器、甕、灰釉陶器片が見られる。皿は2分類され、底部に窓削の見られるもの(1~3)そうでないもの(4~6)とがある。5・6はカマド内出土、他は覆土よりの出土である。なお皿3には「犬」の墨書きが見られる。

#### (3) 同第2号住居址

本住居址はカマドが確認されたにすぎず、遺物は土師器皿、杯(第1図8)、壺、須恵器片等であったが、量は多くなかった。杯はカマド付近より出土した。

#### (4) 杭No.338地点住居址

本住居址は平面プランは確認されたが、カマドについては確認できず、焼土がわずかに出土したにすぎない。遺物は土師器、須恵器、灰釉陶器であり、土師器は皿(第2図1~5)、器台(同6~9)で共に厚手のつくりであり、本住居址よりは厚手の土師器のみが発見され、薄手のものは見られない。須恵は甕であり、灰釉陶器は甕(同10)片であり、地元の窯で生産されたものと考えられる。皿1・3・5、器台9は北壁寄りの床面直上より出土し、器台7、灰釉甕はピット内より出土したものである。

### 3. 杭 No.319地点住居址出土遺物

本地点からは19基の住居址が、ほとんど重複した状況で発見され、その保存状態も良好であった。

#### (1) 第1号住居址

本住居址は表土が浅いために、平面プランは確認できたが、出土遺物は破片のみであり量的にも少ない。遺物には土師器、皿(第3図1)、杯(同2)、甕(同3・4)、須恵器等であり、覆土より発見された。

#### (2) 第2号住居址

遺構の保存状態が悪く、床の一部が確認できたにすぎず、又、遺物も土師器、須恵器、灰釉陶器片が床面直上より僅かに発見されたにすぎない。図上復元できたものは土師器のみで、その器形は皿(第3図5)、杯(同6)、甕(同7)で、杯破片には内面黒色のものも見られる。皿は厚手のつくりのものである。灰釉は甕の破片と思われるものである。

#### (3) 第3号住居址

遺物は土師器、須恵器などであるが、多くは破片で発見しており、図上復元できたのは土師器のみである。その器形は皿(第3図8)、杯(同9・10)、甕(同12図)、小形甕(同11)であり、このうち杯10は内面が黒色を呈している。10、11はカマド内より出土し、他は覆土内出土のものである。

#### (4) 第4号住居址

出土遺物は土師器、須恵器、石器、綠、灰釉陶器などである。その器形は土師器については皿(第4図1~11)、器台(同12~23)、杯(?) (同24~26)などが見られ、綠釉陶器は皿(同27)で、石器は砾石(同28)で硬質砂岩製である。このうち皿は4類に分類され、それぞれ1類(1~4)、2類(5~8)、3類(9~10)、4類(11)である。器台は2類に分類され、それぞれ1類(13~20)、2類(21~23)である。綠釉陶器片は篠岡古窯地で生産されたものである。4号住居の特徴は、杭No.338地点と同様のもので、極めて齊一性の強い厚手の土師器のみが川土して、全く薄手のものが見られない点にあろう。この点については後述する。出土状況であるが、2、10、11はカマド内、3、6、27は東壁寄り、9、15~17、20、22は略中央、28はカマド石袖前、5は西壁寄りであり、その他は覆土内出土であるが、そのすべてのもののどこかに破損が見られることが特徴の一つと言えよう。

#### (5) 第5号住居址

遺物は土師器皿、杯、甕(第5図1)、須恵器甕、灰釉陶器甕等が見られるが、出土量は多くない。

#### (6) 第6号住居址

第5号住居を切断して構築されたもので、遺物は土師器皿、杯、甕(第5図3)、瓶(同4)、須恵器、甕、灰釉陶器合付皿(同2)などが見られる。出土量は多くない。

#### (7) 第7号住居址

遺物は土師器、須恵器、石器などであり、その器形は土師器が皿(第6図1~6)、杯(同7~9)、浅

鉢（同10）、釜（同11）で、須恵器は壊片である。石器は低石で、硬質砂岩製で南壁中央に直立させ、その上方の面を利用したものである。

皿は略2類に分類され、底部に笠削りの見られるもの（1・6）とそうでないもの（2～5）とがある。杯も底部に笠削りの見られるもの（8、9）と底が台状を呈するもの（7）とに分類されている。なお皿6の底に「庚」と思われる墨書きが見られるが確かでない。甕、釜の整形は縦方向の櫛状笠を基本としている又、皿、杯には内面黒色の土師器も見られる。出土状態は9～10がカマド内、2、11は南壁中央、3は、南東すみから出土し、他は覆土内出土である。

#### （8）第8号住居址

遺物は土師器、須恵器、灰釉陶器などがあり、その器形は土師器が皿（第7図1～4）、杯（同5～9）甕（第8図1、2、4）、小形甕（同3）、浅鉢（同5）、瓶、須恵器には甕が、灰釉陶器は台付皿（第7図10～11）が見られる。

皿は底部に笠削りを有するもの（3）、そうでないもの（1、2）、底が台状をなすもの（4）の三分類が可能で、杯も皿同様に9、6～8、5に分類される。なお、内面黒色の杯も認められる。甕の整形は口縁部が横なで、胸部以下は縦位の櫛状笠を基本としている。

土師器甕1、4、浅鉢、杯9、灰釉陶器台付皿10、11はカマド内部より、甕2、杯6は西壁カマド寄りより出土している。

#### （9）第9号住居址

遺物は土師器、須恵器があり、器形は土師器が皿（第9図1～4）、杯（同5、6）、甕（同7～9）、釜（同10）、小形甕、浅鉢、瓶である。

皿は底部に笠削りが見られ、杯は底部に笠削りのあるもの（5）、内面黒褐色のもの（6）内外面ともに黒色を呈するものがある。

3・8・10はカマド内出土である。

#### （10）第10号住居址

遺物は土師器、須恵器、灰釉陶器などであり、器形は土師器にあっては皿（第10図1～3、15）、杯（同4～6）、甕（同16、17）、鉢（同18）、瓶、器台（同10～17）である。須恵器は台付杯（同7）、杯蓋（同8）、壺で、灰釉陶器は杯（同9）である。

皿は底部に笠削りが見られるもの（1）、そうでないもの（2）、内面黒色のもの（3）とに分類され、杯も底部に笠削りがあるもの（4、5）と内面黒色のもの（6）に分類される。

#### （11）第11号住居址

遺物は土師器皿（第11図1）、杯（同2～5）、甕（同9～12）、小形甕（同8）、釜（同13）、瓶であり、須恵器には甕片が見られる。灰釉陶器には台付皿（同7）、台付杯（同6）とがある。このうち杯3は内

内面黒色である杯は3種類に分類される。

#### (12) 第12、13号住居址

重複された状態で、その遺物はどちらの住居址のものか判別困難なものが多い。第12図5、6、第13図7が12号出土品、第12図2～4、7、10、第13図3、6が13図3、6が第13号住居址出土品として区別されるが他は不明である。

12号住居址は土師器皿（第12図2～4）、杯（同7、10）、甕（第13図6）、灰釉陶器壺（同3）等が見られ、皿2、3は南東すみ甕は北東すみから出土した。

13号住居址は土師器皿（第12図2～4）、杯（同7、10）、甕（第13図6）、灰釉陶器壺（同3）等が見られ、皿2、3は南東すみ甕は北東すみから出土した。

#### (13) 第14号住居址

遺物は土師器皿（第14図1、2）、杯（同3～15）、甕（第15図5、7、8）、小形甕（同6）、浅鉢（同10）、釜（同11）、瓶、灰釉陶器は台付皿（第14図16）（第15図3）、台付杯（同1、2）、壺（同4）であり、須恵器には甕が見られる。

皿は底部に箝削りのあるもの（2）、そうでないもの（1）に分類され、杯は底部に箝削の見られるもの（5、8～11）、そうでないもの（3、4、6、7、12、13）、内面黒色のもの（14、15）に分類される遺物のはほとんどが南壁近く、カマド内及び付近で出土した。

#### (14) 第15号住居址

遺物は土師器皿（第16図1～5）、杯（同6～8）、甕（同10～12）、浅鉢（13）、瓶（同9）で、須恵器は杯片、灰釉陶器は台付杯などが見られる。杯7は内面黒色である。

皿は底部に箝削のないもの（3、5）、厚手のもの（1、2）、これ以外のもの（4）とに分類される。皿4、5、杯7、甕10、11、浅鉢13は1号カマド内より、皿1は2号カマド内より出土した。

#### (15) 第16号住居址

遺物は土師器皿（第17図1～3）、杯（同4）、甕（同6）、釜（同7）で、灰釉陶器台付杯、須恵器甕などが見られる。杯片には内面黒色のものもある。

皿は底部に箝削があるもの（1、2）、そうでないもの（3）に分類される。遺物はカマド周辺に集中して出土している。

#### (16) 第17号住居址

出土遺物は土師器皿（第18図1）杯（同2～4）、台付杯（同5）、甕（同8）、釜（同9）、瓶（同7）で、須恵器は甕破片であり、灰釉陶器は壺（同6）、石器は砥石（同10）などである。

杯は2類に分けられ、底部に箝削の見られるもの（2、3）、内面黒色のもの（4）とである。灰釉壺と甕はカマド内、瓶はカマド周辺より出土している。

#### (7) 第18号住居址

遺物は土師器皿（第19図1、2）、杯（同3～5）、浅鉢（同7）、灰釉陶器台付杯（同5）、須恵器片などである。杯5は内面黒色である。

杯は三類に分類される。

#### (8) 第19号住居址

遺物は土師器杯（第20図1）甕（同2～4）、瓶（同5）、須恵器甕片、灰釉陶器などがみられる。瓶はカマド内より出土している。

#### (9) 薄中出土遺物

杭No.319地点の東半分に南東方向に溝状の落込みを見られ、その中より土師器杯（第21図1）、器台（同2）、甕（同3）、釜（同4）などが出土した。

### 4. 杭No.313地点住居址出土遺物

本地点からは10基の重複した状態で発見された。

#### (1) 第1号住居址

住居址内に疊が充満しており、遺物の出土状態も悪く、量も多くない。

遺物は土師器杯（第22図1、2）、甕（同3）、須恵器杯蓋（同4）、灰釉陶器が見られる。杯1は内面黒色である。

#### (2) 第2号住居址

遺物は土師器皿（第22図5）、杯（同6～11）、甕（同12）、灰釉陶器壺（同13）、須恵器が見られる。杯6、7は内面黒色である。

杯は底部に窓のあるもの（5、8～11）、内面黒色のもの（6、7）に分類される。

遺物は比較的南東すみに集中して発見された。

#### (3) 第3号住居址

遺物は土師器皿（第23図1～3）、杯（同4～9）、台付皿（同10）、手捏土器（同11）、甕（同12、13）、灰釉陶器、須恵器、鉄器（鉄骨金具か）（同14）などであり、その多くが南壁寄りに出土した。なお、鉄器は西壁近くの床面に接して出土した。墨書きが多く遺存しており、皿1に「出」、杯6に「革」、杯7に「王」が見られ、杯9は内面黒色である。

#### (4) 第4号住居址

遺物は極めて良好な状態で発見され、その類も比較的多い。土師器杯（第24図1～7）小形手捏土器（同8、9）、甕（同10～14）（第25図1～4）、瓶（同8～12）、須恵器杯蓋（同5、6）、杯（同7）、転用鏡（第25図5の杯蓋を転用して用いており、内面が磨滅している）、などである。遺物はカマドを中心として分布する。

心にして出土している。

杯の整形はロクロにより、甕・瓶は窓削、あるいは櫛状窓による。真間式に該当する。

#### (5) 第5号住居址

遺構の保存状態が悪く出土遺物も極端であった。遺物は土師器甕(第26図1)、皿、杯、須恵器などが見られる。

#### (6) 第6号住居址

遺物は土師器皿(第26図2)、杯(同3~9)、甕(同11~16)、灰釉陶器杯(同10)、須恵器等があり、杯8・9は内面黒色である。

遺物はカマドを中心に集中して出土した。なお、本住居址からは拡張された形跡が確認された。

#### (7) 第7号住居址

遺物は土師器皿(第27図1~3)、杯(同4~6)、甕(同7・8)、小形甕(同9・10)、須恵器、灰釉陶器などである。

#### (8) 第8号住居址

遺物は土師器皿(第27図11~13)、杯(同14)、甕、須恵器などが見られる。皿11は墨書「成」がみられる。

ほとんどがカマド内より出土した。

#### (9) 第9号住居址

本住居址は四基の住居址の重複の最下位から確認したもので、遺物は僅かであり、土師器杯(第27図19)甕(同17、18)が見られる。

杯はロクロ、甕は櫛状窓による整形である。真間式に該当する。

### 5. その他各地区トレンチ出土品

第28図はすべて土師器であり、杯3・4は内面黒色で、杯3には「令」の墨書きが見られる。

### 6. 出土遺物の考察

今回調査した34基の住居址を見ると、杭No.313地点の第4号および第9号住居址はその型式分類からして、真間式に該当するものであり、従来まで器形の組合せが確認されていなかった点における貢献度が大であると考えられる。器形は杯形土器、長甕形土器、瓶形土器が基本的なものであることが、出土遺物の整理から抽出された。<sup>①</sup> 杯形土器は勝沼町東畑遺跡出土の例に整形方法に若干の差違が見られるが、略同形態である。長甕形土器には大形小形の二種類があり、その整形方法が、櫛状窓による縦方向の整形を基本としているところは、他県の真間式と比較する点において注意を必要としよう。又、第4号住居址からは転用鏡である須恵器杯蓋が出土したことは、第4号住居址が、文字を使用する必要性をもつ階級人

の住まわっていた可能性を考えさせるものである。

その他の住居址31基はすべて国分式に分類されるべきものである。すべての住居址から灰釉陶器を出土し、まれに綠釉陶器も出土する。杭 No. 319地点第4号住居址の綠釉陶器は篠岡古窯製品で10世紀後半同第10号住居址の灰釉陶器は虎渓遺跡出土品が見られ11世紀後半のものが、同第11号住居址の灰釉陶器は黒鉢90号古窯製品で11世紀前半、同第12号住居址の灰釉陶器は永田古窯址製品（11世紀前半）と虎渓遺跡出土品が、第14号住居址からは黒鉢90号古窯址製品、同第16号住居址の灰釉陶器は黒鉢90号窯址、同第17号、同第18号住居址からはやはり黒鉢90号古窯製品が見られ、時期的には10世紀後半から11世紀後半に跨かれるものである。この他地元古窯址製品と考えられる灰釉陶器が杭 No. 319地点住居址の略すべてから、出土灰釉陶器の約2分1位の比率で発見されている。灰釉陶器等については山本が述べているので参照願いたい。

土師器については器形は皿、杯、甕、瓶等從来調査された遺跡出土品と同様であるが、今回杭 No. 319地点第7号、8号、9号、14号、15号、18号住居址から大形の浅鉢形土器が確認された点が注目される。即、これは国分式の細分の可能性を示すものである。又同第4号、10号住居址及び杭 No. 338地点住居址からは齊一性の強い土師器の一群が確認され、他住居との係り合いに新しい問題を含んでいるものといえよう。器形についてみると皿、杯などは整形方法から大きめにみて4種分類が可能であり、甕においても4種類に分かれるのである。しかし、黒色土器はほとんどA類黒色七器であり、B類黒色土器は僅か1例が見られたにすぎず前回調査した杭 No. 396地点の出土品と趣を異にしている点が注意されよう。<sup>②</sup>

以上今回の調査においては、今までの調査例に見られないいくつかの点が指摘された。（菊島美夫）

#### 註

- ① 指稿「東山梨郡勝沼町東畑遺跡出土の土師器」『甲斐考古』10の3
- ② 『甲斐国堀田条里遺構等の調査』

## 12 杭No. 337 地点1号住居址、杭No. 319 地点4号ならびに10号住居址の考察

(1) これら3基の住居址出土遺物には極めて齊一性の強いもので、かつ他の住居址出土遺物と比較しても、異質である点が看取され、10号住居址を除けばその出土遺物は特異なものと言えるであろう。出土遺物を見ると1号住居址には土師器皿ならびに器台、灰釉陶器の甕が見られ、4号住居址は土師器皿、器台ならびに杯、綠釉陶器の杯及び石器。砥石などが見られる。このうち土師器皿、器台はその器形、整形方法共に同一のもので、厚手という点にも共通性が見られ、又、杯を他の住居址出土のそれと比べてみると器形、器肉の厚さに大きな差違が見られるのであり、薄手の土師器が全く存在し得ない事実に特に注目す

る必要がある（これを裏付けるものとして、1号ならびに4号住居址から出土して遺物を細密に調べたが薄手の土師器片は見られない）。これからするとこの2基の住居址においては、当初より厚手の土師器のみが使用されていたことにはかならない。

さて次に、10号住居址の出土遺物を見てみると、1号および4号住居址出土遺物とも若干の差違が見られる。遺物は土師器の器台、皿、杯、甕、灰釉陶器などがあり、このうち器台は1号および4号住居址と同じく厚手の形態であり、皿、杯は他の住居址に共通に見られる薄手の形態である。しかし器台の形は1号および4号住居址のものとは器形を異にする。

(2) 次に出土遺物の機能に関する事項を考えてみよう。まず皿について見ると、最大のものが直径9.8cmという点に注目してみたい。即、一般の住居址出土の皿と比べてみると極めて小形のものといわざるを得ない。一般の住居址出土の皿をもって日常の什器とすることは疑問をはさむ余地はないと思う。こう考えると厚手の皿は被実用的なものと考えられよう。又、器台についてもその最大のものが直径10.4cmであり、やはり被実用的なものと考えたい。器台と称したからには、器受部の上に何らかの器をのせる機能があるであろう。器受部の觀察からは、器受部に器をのせる機能があることは十分認められる。しかし第1号および第4号住居址の出土遺物の中には器台にのせるための物と考えられる遺物は見られなかつた。したがつてこの器台は、器台のみで1つの用途に用いられたと考えられるのである（あるいは皿が器台に載せられたものかもしれないが、その様な状態での出土例はなかつた）。第4号住居址の杯についても、その整形方法から見て（厚手という点、他住居址と違う）実用にも供されようが、他の遺物からしてやはり被実用的なものと考えるのが妥当であろうから、総合すると被実用的な遺物群であると言える。即他住居址に見られる皿、杯、甕、瓶等の日用什器が第1、第4号住居址からは全く発見されないのである。

(3) 厚手の皿、器台、杯等の類似例を見ると、現在確認されているのは東八代郡下のみであつて、特に①一宮町で多く確認されている他、御坂町にも見られるが、正式発掘調査を経たものでないので、その出土②状況は不明である。今までに発掘調査された日下部遺跡、勝沼バイパス杭No.398地点住居址からは出土③が見られず、末木遺跡からは形態は若干異なるが類例が見られる。時期については灰釉陶器、綠釉陶器からすると略10世紀後半から11世紀後半までと一応考えられる。

(4) さて、奈良県三輪山町山の神遺跡は古くに調査された祭祀遺跡の一例であるが、ここでは石製構造品と併に厚手の小形土師器が出土している。この小形土師器の中の白腹上器と呼ばれているものと、第1号、第4号出土の器台との間に共通点が見られる。第1号、第4号住居址からは日常什器と考えられるものが確認されていない点と、山の神遺跡出土品中に共通点をもつ器台の存在等から、石製構造品を欠くが祭祀関係の住居址として使用されたであろうことを積極的に理解したい。そして住居址群の位置から當時（10世紀後半～11世紀後半）においては祭社関係の行事が完全に独立した住居址で行なわれたものと考えたい。<sup>④</sup>長野県平出遺跡の住居址に祭壇を有したもののが見られることはこの考え方を有利にするであ

らう。

第1号、第4号については前記の如く解釈したが、では第10号住居址はどの様に解したらよいのだろうか。第10号住居址は日常什器と非日常什器とが共に存在している点に特異性があるわけであって、この様に共に存在している例を見ると、形態は若干違うが、杭No. 319地点第15、第17号住居址、末木遺跡第1号、第3、4号などがあげられる。第10号住居址例は、祭祀関係者の住居かあるいは、祭社が個々の家庭においても行なわれた（家単位の祭祀）ことでも窺えよう。即、第1号、第4号住居址は10世紀後半から11世紀後半にかけて祭祀のみを行なう目的で構築されたもので、それは聚落単位の祭祀場と解せよう。そして第10号住居址例は祭祀者の住居、あるいは住居址単位において祭祀を行った（家単位の祭祀）と言えるものかもしれない。（菊島美夫）

#### 註

- ① 上野晴朗「一宮町周辺の土師器考」『甲斐史学』丸山国雄会長遺贈記念特集号中に掲載されている例、あるいは筆者が、同町末木小字駒乗番地から皿、器台がまとまって出土した例を確認している。
- ② 筆者の表探によるもので、八千歳から出土している。
- ③ 日下部中学校保管分からは確認されなかった。
- ④ 山本寿々雄編『甲斐国埋没糞里遺構等の調査』
- ⑤ タ 『甲斐国御分寺周辺聚落址の調査（予報）』
- ⑥ 鈴口清之「奈良県・三輪町山の神遺跡研究」『考古学雑誌』第18卷12号
- ⑦ 『平出』平出遺跡調査団

## 13 山梨県に於ける晩期土師器編年について

筆者はかつて山梨県の土師器編年について先学の業績をもとに若干の考察を行ったが晩期該当型式については問題とすべきところが多々存在することを指摘したところであった。この様なにあって今回の調査に於いて僅かであるが問題点を解消できる事実や、更に新しい問題が見られるに至ったので本調査を中心にして再び編年（真間Ⅰ式、国分Ⅱ式）について若干の考察をしてみたい。

真間式土器は現在2分類するのが一般的とされているが、本県に於いて当型式を出土する遺跡は東山梨郡勝沼町東畑遺跡、今調査の杭No. 331地点遺跡、東八代郡御坂町八千歳、同郡中道町金沢、甲府市甲府東小学校跡遺跡などがあげられるが、前二者が真間Ⅰ式、八千歳の例が真間Ⅱ式で、他のものについては細分確認はできない（金沢の例はⅡ式に入るものかもしれない）。

### (1) 真間Ⅰ式

杭No. 331 地点第4号および第9号住居址が該当する。本型式は東京都中田遺跡の真間Ⅰ式とは器形上若干の差違が見られるが、同Ⅱ式の杯が完全な平底を呈することをして特徴としているので一応Ⅱ式の範疇と考える。

器形は東畠遺跡においては長変形土器と杯形土器が、第4号、第9号住居址からは長変形土器、杯形土器、瓶形土器が見られる。また須恵器杯、杯蓋が併出している。

長変形土器は口縁部が大きく外反し、肩のあたりからそれ程ふくらまず直線的に台状の底部に至っている。その大きさから大形品と小形品のものとの2種類が見られる。蓋形は笠削りのものも見られるが、櫛状窓による縦整形が多く見られる。

杯形土器は底が略平底を呈することを基本とし、整形はロクロで行なわれるのを普通とする。

瓶形土器は口縁部が直行するか若干外側に向けて開いているものとがあり、整形は櫛状窓によるものを基調とする。

第4、第9号住居址出土の杯には底部に笠削が認められないで、東畠遺跡の例は笠削が見られる点、真間I式の杯は笠削が通有的な整形方法であることから、第4、第9号住居址は東畠遺跡より僅かであるが新しい時期のものと考える。これは甕の整形方法が、第4、第9号住居址に於いては櫛状窓による⑦縦方向の整形が多く占めている点からも言えよう。又埼玉県行田市前屋敷遺跡の甕、杯はすべて笠削であり真間I式に分類されている点も参考になろう。

本県の真間I式と目されるものは、本来の真間I式に該当するものではない。即、杯の整形方法がロクロを基調としている点に問題があるわけで、これからすれば、真間I式の範疇に入るものであろうが、前記の如く、真間I式の杯が完全な平底化を示すという点で、それ以前のものとしたのである。本県真間I式の定着化は、平底の杯との係わりあいの上から行なわなければならない。

国分式土器は現在2型式に分類されているが、更に細分する必要がある気運が強くなっている。本県に於いても2型式分類を採用したが、国分I式については若干の遺物が推察されているにすぎない。

### (1) 国分I式

国分I式の細分については灰陶陶器の介在事実が極めて重大な要素になることについては先に述べたところであるが、灰陶陶器の時期については略同期のものであるが、新しい器形のものを加えた住居址が重複関係で把握されたに至ったので、国分I式を更に細分してみよう。

新しい器種は浅鉢形土器である。器形は大形で、口縁部から直線的に急傾斜して底部に至るもので、整形は櫛状窓によるものを基本とする。出土住居址は杭No. 319地点第8、第9、第14、第15、第18号住居址であり、第14号住居址は第12、13号を切って、又第15、第18号住居址は第16号住居址を切って構成されている。浅鉢を加えたものを国分I式2類としその器形の組合せは皿、杯、甕、瓶、浅鉢とし、従来のものを国分I式1類とし、その器形の組合せは皿、杯、甕、瓶を基本的なものとする。浅鉢についてみると過去の調査例では全くその破片すら認められなかつたものである。

更に国分I式3類を設け、考察してみたい。即、杭No. 338地点住居址及び杭No. 319地点第4号ならびに第10号住居址出土の一一群の厚手土器である。本土器群は極めて齊一性の強いものであり、その性格

が祭祀関係のものと考えられるところから、純粹な型式としてとらえることができないにしろ、注意すべき器種と考える。この厚手の土器について、上野晴朗は、国分式の範疇で把えているが、今回の判出物の灰釉陶器から時期は略10世紀後半～11世紀後半に置かれるものであるところから時刻的に矛盾するところが見られる。即ち、上野のこの10世紀後半～11世紀後半という時期を「日下部式」でとらえていることであり、これを期に訂正の必要があろう。

厚手の土器は形式として把えることは前記の如く困難なものと言え、今後の調査にまたなければならぬが、国分式1類と2類との区別は住居址の重複関係で把えていることから、ある程度納得がいくであろう。しかし時期については明白にしてないし、新しい器形が一地域のみに見られるものかどうかという点はやはり今後に待つべきものであろう。（菊島英大）

#### 註

- ① 摘稿「山梨県に於ける土師器編年」『甲斐国埋没条理遺構等の調査』
- ② 摘稿「山梨県勝沼町東畠遺跡出土の土師器」『甲斐考古』10の3
- ③ 注1と同じ
- ④ 山本寿々雄「山梨県土師編年図上(案)」『山梨県の考古学』
- ⑤ 山本寿々雄「提言」『甲斐考古』7の1
- ⑥ 岡田淳子、服部敬史「土師編年に関する試案」『八玉寺 中田遺跡』資料編
- ⑦ 駒野博「行田市前屋敷発見の土師器」『台地研究』No. 18
- ⑧ 上野晴朗「一宮周辺の土師器考」『甲斐史学』丸山園業会長誕辰記念特集号

## 14 出土遺物表

図面番号	種類	器形	口径 (直径)	整形方法			備考
				口縁部	削部	底	
杭No. 350地点 住居址出土品							
第1図 7	土師器	皿	10.3	ロクロ	ロクロ	糸切	
杭 No. 344地点 第1号住居址出土品							
第1図 1	土師器	皿	12.6	ロクロ	窪削	糸切	
2	タ	タ	12.0	タ	タ	タ	
3	タ	タ	11.7	タ	タ	タ	墨書き「夫」
4	タ	タ	11.8	タ		タ	
5	タ	タ	12.6	タ			
6	タ	タ	13.2	タ	ロクロ		
第2号住居址出土品							
第1図 9	土師器	杯	12.3	ロクロ		糸切	
杭 No. 338地点 住居址出土品							
第2図 1	土師器	皿	8.3	ロクロ	ロクロ	糸切	

図面番号	種類	器形	口径 (底径)	整形方法			備考
				口縁部	胴部	底	
第2図	皿	土師器	8.0	ロクロ	ロクロ	糸切	
	〃	〃	9.8	〃	〃	〃	
	4	〃	8.6	〃	〃	〃	
	5	〃	8.8	〃	〃	〃	
	6	器台	6.2	〃	〃	〃	
	7	〃	〃	〃	〃	〃	
	8	〃	10.4	〃	〃	〃	
	9	〃	6.6	〃	〃	〃	
	10	灰釉陶器	9.4	〃	〃	〃	
	核 No. 319地点 第1号住居址出土品						
第3図	1	土師器	皿	12.0	ロクロ	ロクロ	
	2	〃	杯	13.6	〃	〃	
	3	〃	甕	19.5	横撫	柳状竪↓	
	4	〃	〃	(10.2)		〃	木の葉
第2号住居址出土品							
第3図	5	土師器	皿	9.9	ロクロ	ロクロ	糸切
	6	〃	杯	9.9	〃	〃	
	7	〃	甕	28.8	横撫	柳状竪↓	
第3号住居址出土品							
第3図	8	土師器	皿	12.7	ロクロ	ロクロ	竪↑
	9	〃	杯	11.7	〃	ロクロ	
	10	〃	〃	〃	ロクロ	糸切→竪↑	内面黒漆色
	11	〃	小形甕	17.3	横撫	柳状竪↓	
	12	〃	甕	(10.8)		〃	木の葉
	第4号住居址出土品						
第4図	1	土師器	皿	7.5	ロクロ	ロクロ	糸切
	2	〃	〃	7.6	〃	〃	〃
	3	〃	〃	7.6	〃	〃	〃
	4	〃	〃	7.6	〃	〃	〃
	5	〃	〃	9.6	〃	〃	〃
	6	〃	〃	9.6	〃	〃	〃
	7	〃	〃	9.3	〃	〃	〃
	8	〃	〃	9.8 (5.0)	〃	〃	〃
	9	〃	〃	7.3	〃	〃	〃
	10	〃	〃	7.2	〃	〃	〃

図面番号	種類	器形	口径 (底径)	整形方法			備考
				口縁部	側部	底	
第4図 11	土師器	皿	7.0	ロクロ	ロクロ	糸切	
12	ク	器台	(5.2)	ク	"	"	
13	ク	ク	(5.6)	ク	"	"	
14	ク	ク	(5.4)	ク	"	"	
15	ク	ク	(5.0)	ク	"	"	
16	ク	ク	(4.4)	ク	"	"	
17	ク	ク	(5.8)	ク	"	"	
18	ク	ク	(5.3)	ク	"	"	
19	ク	ク	(4.2)	ク	"	"	
20	ク	ク	(5.4)	ク	"	"	
21	ク	ク	(8.4)	ク	"	"	
22	ク	ク	(7.9)	ク	"	"	
23	ク	ク	(8.0)	ク	"	"	
24	ク	杯	(7.5)		ク	"	
25	ク	ク	(6.9)		ク	"	
26	ク	ク	(7.7)		ク	"	
27	灰陶器	杯	14.8	ロクロ	ク		
28	石器	砥石					
杭No.319地点 第5号住居址出土品							
第5図 1	土師器	甌	36.8	横撫			
2	灰陶器	台付杯	13.8	ロクロ			どぶづけ
" 第6号住居址出土品							
第5図 3	土師器	甌	31.3	横撫	柳状認↓		
4	ク	甌	33.8	横撫			
" 第7号住居址出土品							
第6図 1	土師器	皿	13.1	ロクロ	ロクロ+謄削	観	
2	ク	ク	13.0	ク	ロクロ	ク	
3	ク	ク	13.6	ク	ク	糸切	
4	ク	ク	13.2	ク	ク	ク	
5	ク	ク	15.3	ク	ク	糸切→認	
6	ク	ク	15.6	ク	ク	ク	墨書き「廣」(?)
7	ク	杯	13.7	ク	ク	ク	
8	ク	ク	14.8	ク	ク	ク	
9	ク	ク	13.5	ク	ク	ク	
10	ク	浅鉢	42.4	横撫	柳状認↓	木の葉	

図面番号	種類	器形	口径 (底径)	整形方法			備考
				口縁部	胴部	底	
第6図 11	土師器	釜	24.7	横 摻	柳状窪↓	木の葉	
杭No.319地点 第8号住居址出土品							
第7図 1	土師器	皿	12.6	ロクロ	ロクロ	糸切	
2	〃	〃	12.0	〃	〃	〃	
3	〃	〃	13.3	〃	ロクロ + 脱脂剤	籠	
4	〃	〃	11.0	〃	ロクロ	〃	
5	〃	杯	12.8	〃	〃	〃	
6	〃	〃	13.2	〃	〃	糸切	
7	〃	〃	14.3	〃	〃		
8	〃	〃	11.3	〃	〃		
9	〃	〃	15.2	〃	ロクロ + 脱脂剤		
10	灰陶陶器	台付皿	(6.4)	〃	ロクロ		
11	〃	〃	(6.6)	〃	〃		
第8図 1	土師器	甕	27.9	横 摻	窪 制		
2	〃	〃	(9.5)	〃	〃	木の葉	
3	〃	〃	12.6	〃	〃		
4	〃	〃	33.6	〃	〃		
5	〃	浅鉢	39.6	〃	〃		
〃	第9号住居址出土品						
第9図 1	土師器	皿	13.0	ロクロ	ロクロ + 脱脂剤	籠	
2	〃	〃	13.1	〃	〃	〃	
3	〃	〃	12.5	〃	〃	籠	
4	〃	〃	12.7	ロクロ	〃	糸切→籠	
5	〃	杯	11.4	〃	〃	籠	
6	〃	〃	16.9	〃	ロクロ	〃	
7	〃	甕	31.9	横 摻	柳状窪↓		
8	〃	〃	(9.0)		〃	木の葉	
9	〃	〃	(9.3)		〃	〃	
10	〃	釜	21.1	横 摻	〃		
〃	第10号住居址出土品						
1	土師器	皿	13.2	ロクロ	ロクロ + 脱脂剤	糸切→籠	
2	〃	〃	14.6	〃	ロクロ		内面に横位の泡痕
3	〃	〃	15.2		〃		内面黒漆色
4	〃	杯	13.6		ロクロ + 脱脂剤	糸切→籠	
5	〃	〃	17.1		〃	籠	

図面番号	種類	器形	口径 (底径)	整形方法			備考
				口縁部	側部	底	
6	土師器	杯	16.0		ロクロ		内面黒漆色
7	須恵器	台付杯	(7.9)				
8		杯蓋	15.6				
9	灰陶陶器	杯	14.2				
10	土師器	器台	8.6				糸切
11	〃	〃	(5.4)				
12	〃	〃	(5.0)				
13	〃	〃	(5.1)				
14	〃	〃	8.6				
15	〃	皿	(4.8)				
16	〃	甕	27.1	横 摩	擦状施↓		
17	〃	〃	(9.7)			〃	木の葉
18	〃	鉢	20.3	〃	〃	〃	
杭No.319地点 第11号住居址出土品							
第11図		1 土師器	皿	12.5	ロクロ	ロクロ + 露削	
2		〃	杯	15.1	〃	ロクロ	
3		〃	〃	12.0	〃	〃	内面黒漆色
4		〃	〃	15.3	〃	〃	糸切
5		〃	〃	(4.3)		ロクロ + 露削	施
6		灰陶陶器		(7.7)		ロクロ	
7		〃	台付皿	12.4		〃	
8		土師器	小形甕	13.4	横 摩	擦状施↓	
9		〃	甕	26.5		〃	
10		〃	〃	28.5		〃	
11		〃	〃	26.2		〃	
12		〃	〃	(8.0)		〃	木の葉
13		〃	釜	17.8		〃	
〃 第12第13号 住居址出土品							
第12図		1 土師器	皿	13.4	ロクロ	ロクロ	施
2		〃	〃	12.3	〃	ロクロ + 露削	〃
3		〃	〃	12.3	〃	〃	〃
4		〃	〃	12.7	〃	〃	糸切
5		〃	〃	12.6	〃	ロクロ	〃
6		〃	杯	13.5	〃	ロクロ + 露削	〃

図面番号	種類	器形	口径 (底径)	鑑定方法			備考	
				口縁部	胴部	底		
7	土師器	杯	12.9	ロクロ	ロクロ +窓削	窓		
8	"	"	14.0	"	"	"		
9	"	"	11.9	"	"	"		
10	"	"	10.4	"	"	"		
11	"	"	14.6	"	ク			
第13図	灰釉陶器	杯	12.5 (7.5)	ロクロ	ロクロ		内面墨漆色、内面花卉 状錐磨	
杭No.319地点 第14号住居址出土品	土師器	皿	12.0 13.1 12.5 11.4 11.2 13.0 12.7 14.5 13.5 13.0 15.4 12.4 12.6 17.4 8.7 台付皿	ロクロ	ロクロ +窓削	条切 窓 窓 ロクロ ロクロ ロクロ ロクロ ロクロ ロクロ ロクロ ロクロ ロクロ ロクロ ロクロ ロクロ ロクロ ロクロ		内面墨漆色 内面墨漆色 どぶけ
第15図	灰釉陶器	台付皿	12.7 (7.2) (12.7)	ロクロ	条切			

図面番号	種類	器形	口径 (底径)	整形方法			備考
				口縁部	側部	底	
6	土師器	小型甕	15.4	横 摩	梯状縮↓		
7	々	甕	32.6	々	々		
8	々	々	25.6	々	々		
9	々	々	30.0	々	々		
10	々	浅 鉢	27.9	々	々		
11	々	釜	22.8	々	々		
杭No.319地点 第15号住居址出土品							
第16図							
1	土師器	皿	8.6	ロ ク ロ	ロ ク ロ	糸 切	
2	々	々	8.8	々	々	々	
3	々	々	11.7	々	々	糸切→籠	
4	々	々		々	々	籠	内面黒漆
5	々	々	16.2	々	々		
6	々	杯	13.6	々	々	糸 切	
7	々	々	14.8	々	々		内面黒漆色、外面黒漆
8	々	々	11.0	々	々	糸 切	
9	々	瓶	36.8	横 摩	梯状縮↓		
10	々	甕	28.8	々	々		
11	々	々	(8.9)		々	木の葉	
12	々	々	(9.3)		々	々	
13	々	浅 鉢	43.4	横 摩	々		
第16号住居址出土品							
第17図							
1	土師器	皿	14.3	ロ ク ロ	ロ ク ロ	籠	
2	々	々	9.8	々	ロクロ +籠削	糸 切	
3	々	々	12.7	々	ロクロ	々	
4	々	杯	12.0	々	〃		
5	灰釉陶器	々	14.4	々			どぶづけ
6	土師器	甕	34.5	横 摩	梯状縮↓		
7	々	釜	24.4	々	〃		
第17号住居址出土品							
第18図							
1	土師器	皿	9.1	ロ ク ロ	ロ ク ロ	糸 切	
2	々	杯	12.1	々	ロクロ +籠削		
3	々		14.8	々	〃		
4	々		11.9	々	〃		内面黒漆色
5	々	脚付杯	9.3		〃	糸 切	
6	灰釉陶器	甕					

図面番号	種類	器形	口径 (底径)	整形方法			備考
				口縁部	胴部	底	
7	土師器	盤	27.6	横撫	柳状範		
8	ク	甕	24.9	ク	ク		
9	ク	釜	26.6	ク	ク		
10	石器	砥石					
杭No.319地点 第18号住居址出土品							
第19図	1	土師器	皿	13.6	ロクロ	ロクロ	糸切
	2	ク		13.4	ク	ク	
	3	杯		13.7	ク	ク	
	4	ク		18.1	ク	ロクロ +窓削	籠
	5	ク		13.5	ク	ク	
	6	灰釉陶器	台付杯	18.6	ク	ロクロ	
	7	土師器	浅鉢	42.6	横撫	柳状範↓	
第19号住居址出土品							
第20図	1	土師器	杯	15.6	ロクロ	ロクロ	
	2	ク	甕	29.5	横撫	柳状範↓	
	3	ク	ク	(11.3)		木の葉	
	4	ク	盤	26.4	横撫	ク	
ノ 調中出土品							
第21図	1	土師器	杯	12.8	ロクロ	ロクロ	糸切
	2	ク	器台	(4.3)	ク	ク	
	3	ク	飯	29.5	横撫	柳状範↓	
	4	ク	釜	19.2	ク	ク	
杭No.313地点 第1号住居址出土品							
第22図	1	土師器	杯	11.3	ロクロ	ロクロ +窓削	糸切→籠
	2	ク	ク	13.8	ク	ク	内面黒漆色
	3	ク	甕	28.0	横撫	柳状範↓	
	4	須恵器	杯蓋	18.7	ロクロ		
ノ 第2号住居址出土品							
第22図	5	土簡器	皿	13.3	ク	ロクロ +窓削	糸切→籠
	6	ク	杯	(6.8)	ク	ク	内面黒漆色
	7	ク	ク	16.0	ク	ク	内面黒漆色
	8	ク	ク	11.8	ク	ク	
	9	ク	ク	11.5	ク	ク	
	10	ク	ク	11.8	ク	ク	
	11	ク	ク	11.4	ク	ク	

図面番号	種類	器形	口径 (底径)	蓋形方法			備考
				口縁部	胴部	底	
12	土師器	壺	31.4 (7.6)	横撫	梯状竪↓	木の葉	
13	灰釉陶器	壺			ロクロ		
杭No.313地点 第3号住居址出土品							
第23図 1	土師器	壺	14.4	ロクロ	ロクロ +範削	範	墨書「田」、内面横位 の瓦窓 内面凸状の範痕
2	ク	ク	12.6	"	"	"	
3	ク	ク	14.4	"	"		
4	ク	杯	12.4	"	"		
5	ク	ク	11.0	"	"		
6	ク	ク	12.4	"	"	余切→範	黒書「平」
7	ク	ク	11.8	"	"	"	墨書、底に「主」、内 面花弁状の範痕
8	ク	ク	(6.0)		"	"	
9	ク	ク	14.4	ロクロ	ロクロ	ロクロ	内面黒漆色
10	ク	台付壺	(10.2)		"	"	
11	ク	手捏土器	3.7	手捏			
12	ク	壺	22.8	横撫	梯状範		
13	ク	ク	22.8	"			
14	鉄器	工帶金具 (?)					
第4号住居址出土品							
第24図 1	土師器	杯	13.4	ロクロ	ロクロ	範	
2	ク	ク	12.4	"	"	"	
3	ク	ク	14.0	"	"		
4	ク	ク			ロクロ	範	
5	ク	ク			"	"	
6	ク	ク	14.0		"	"	外面黒漆色
7	ク	ク	15.4		"		
8	ク	小形手捏 工具	9.6	手捏			
9	ク	ク	4.9	"		木の葉	
10	ク	壺	26.4	横撫	範↓		
11	ク	ク	18.6	"			
12	ク	ク	21.0	"	梯状範↓		
13	ク	ク	20.0	"	"		
14	ク	ク	23.0	"			
第25図 1	土師器	壺	41.0	横撫	梯状範↓	木の葉	
2	ク	ク	(8.6)				
3	ク	ク	(12.4)			"	

図面番号	種類	器形	口径 (底径)	整形方法			備考
				口縁部	側部	底	
第25図	4	土師器	甕 (10.4)	横 摩	柳状竪↓		
	5	須恵器	杯 蓋	14.6	ロクロ	ロクロ	転用鏡
	6	〃	〃	16.0	〃	〃	
	7	〃	杯	18.0	〃	〃	
	8	土師器	甌	26.6	横 摩	柳状竪↓	
	9	〃	〃	18.8	〃		
	10	〃	〃(?)	26.5	柳状竪	柳状竪↓	
	11	〃	〃	25.4	横 摩	〃	
	12	〃	〃	(19.2)			
杭No.313地点 第5号住居址出土品							
第26図	1	土師器	甌	24.3	横 摩	柳状竪↓	
	2	〃	皿	14.0	ロクロ	ロクロ +範削	
	3	〃	杯	13.0	〃	〃	
	4	〃	〃	12.0	〃	〃	
	5	〃	〃	12.6	〃	〃	
	6	〃	〃	11.8	〃	〃	
	7	〃	〃	13.0	〃	〃	糸切一竪 竪
	8	〃	〃	16.9	〃	ロクロ	
	9	〃	〃	15.0	〃	〃	
	10	灰釉陶器	〃	12.4	〃	〃	
	11	土師器	甌	28.0	横 摩	柳状竪↓	
	12	〃	〃	23.0	〃	〃	
	13	〃	〃	28.0	〃	〃	
	14	〃	〃	17.4	〃	〃	
第7号住居址出土品	15	〃	〃	(7.0)		木の葉	
	16	〃	〃	(8.6)		木の葉	
	1	土師器	皿	12.5	ロクロ	ロクロ +範削	竪
	2	〃	〃	12.7	〃	〃	糸切→竪
	3	〃	〃	13.4	〃	〃	竪
	4	〃	杯	11.1	〃	〃	〃
	5	〃	〃	11.8	〃	〃	内面花弁状竪磨
第27図	6	〃	〃	17.0	〃	ロクロ	
	7	〃	甌	29.0	横 摩	柳状竪	内面花弁状竪磨

図面番号	種類	器形	口径 (底径)	蓋形方法			備考
				口縁部	胴部	底	
第27図 8	土師器	壺	29.1	横撫	橢状窓		
		小形壺	13.9	〃	〃		
		〃	12.9	〃	〃		
第8号住居址出土品	〃	皿	12.8	ロクロ	ロクロ	窓	墨書き「成」、内面横位の窓磨
		タ	12.8	〃	ロクロ +窓削	糸切→窓	
		タ	13.6	〃	ロクロ	〃	内面横位の窓磨
		杯	12.9	〃	ロクロ +窓削	窓	内面花弁状の窓磨
		壺	(9.4)				
第9号住居址出土品	〃	皿	17.7 (11.2)		ロクロ		
		壺	21.8	横撫	橢状窓+		
		タ	23.4		〃		
各地区トレンチ内出土品	土師器	杯	12.6	ロクロ	ロクロ	糸切	
		タ	22.7	〃	〃	〃	
		タ	17.1	〃	ロクロ +窓削	窓	内面黒漆色「合」
		台付杯	14.0	〃	ロクロ	〃	内面黒漆色
		杯蓋	20.7	〃	〃		
		壺	31.1	横撫	橢状窓		
		釜	23.3	〃	〃		

## 15 トレンチならびに住居址出土の陶器

トレンチならびに住居址内出土の陶器については、さきの両調査において見られたのと同様、灰釉陶器(地元窯でない)の介在があった。また通水道構築成時の石組の中にも永田古窯と考えられるものの破片を組入れていることもあげられ、輸入陶器がここにも示されたことになった。

しかしながら、今回のトレンチならびに住居址内から出土している陶器或はその破片には明らかに猿投窯のものや、東濃系窯以外の陶器つまり地元窯のものが目立っていることである。それは稻崎彰一助教授の指摘もあって早くから考えられていただけに、住居址床面出土の確認を得たことの意義は大きかった。それは特殊品ではなく農民の日常容器として使用されていたことを示す好例であろう。

また、覗2ヶ(転用覗・蓋)の中1ヶは、地元窯のものであることが明らかとなつた。地元窯のものは

猿投窯や東濃系窯のものに比して陶土の質そのものが落ち、中には、黒色ないしは赤味を帯びているスコリアも混入し、全体に粗で砂粒の混入しているものもある。すでに早くから注意しておきながら現在では未調査のまま破壊が進んでいる。東八代郡境川村藤塙部落の南斜面にある藤塙窯は、その出土の製品中の陶土がこの場合と完全一致するところから、明らかに地元窯はこの藤塙窯のものに外ならないことも判明した。

したがって猿投窯のK—90期からのものと、東濃系に属する永田古窯のもの（O—53期の古い部分）に代ってこの藤塙窯のものが登場してくるようである。

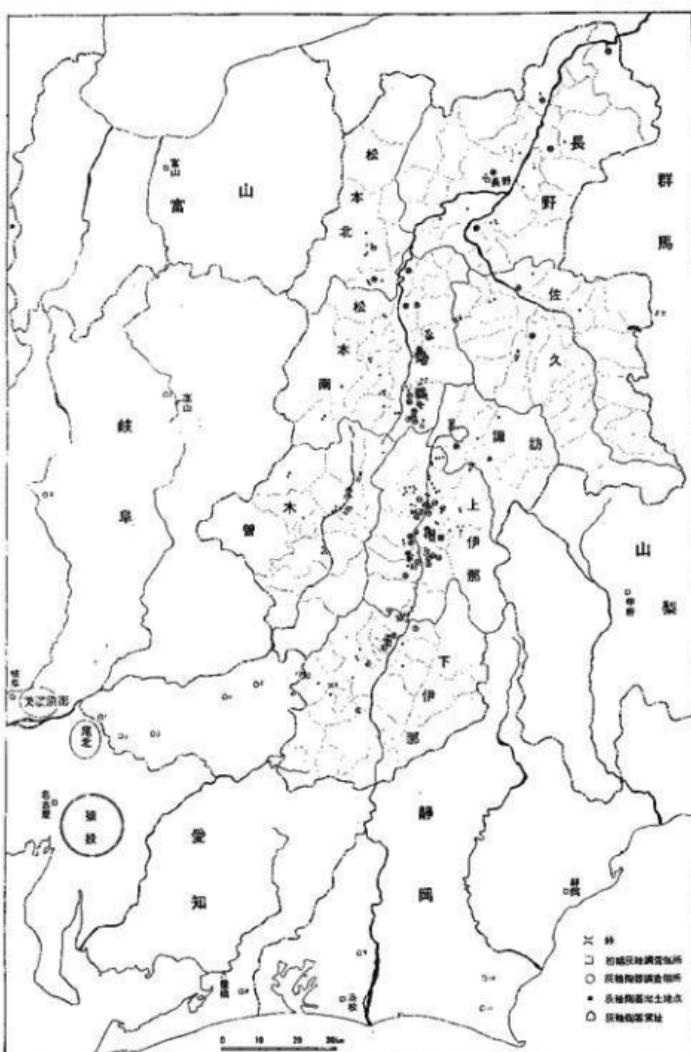
崩壊したこの藤塙窯からは中世陶器片・江戸初期の灰釉片口などの検出も確認されており、甲斐国一円にその影響力を及ぼしていたものではないだろうかと見られるにいたった。このことは産業史の上からも重要なことで以前おこなった、周辺地域の向調査の中に見出された静岡県の清ヶ谷古窯址のものや、岐阜県虎渓のものの出土は、おそらくこの藤塙窯のものと相前後して日常生活の需要を満たしていたものと考えてよいだろう。

このことをかえせば、一面には農業生産力の上昇とともに生じた結果とも見られ、その需要を地元窯が応えていたものとすることができるだろう。

山梨県下におけるK—90期～O—53期灰釉陶器の分布図



長野県下の灰釉陶器出土分布図 楠影崎一



第1図 長野県下の灰釉陶器出土分布図

岸 1. 神坂峠 2. 網掛峠 3. 枝突峠 4. 入門峠 5. 入山峠 6. 保福寺峠 7. 善知鳥峠 8. 鳥居峠  
灰釉陶器窯址 1. 舟 2. 池田 3. 上田 4. 永田 5. 小石塚 6. 立多羅 7. よしま 8. 大岩山  
9. 宮口 10. 四山 11. 清ヶ谷

その時期は、現在までの県内の灰釉陶器分布の状況と、それが確実であるための調査の結果からでは、K—90期～O—53期の間に介在することがほぼ確かのようである点を踏まえると、平安中期以降の11世紀代ということになり、その歴史的背景を知ることが出来よう。

いずれ公刊されようが、中央自動車道西宮線工事のためにおこなった事前調査による北巨摩郡地方の灰釉陶器片も、かっての表採品とあわせて考えてみても、K—90期～O—53期のものが見られることや地元窯のものなどから考えてもこれらの地方にまで波及したことが知れるのである。

いまこれを図に入れてみると、調査地域のうち、甲斐国への古道にそって広がりを示していることにも注意しなければならないだろう。このようなとらえ方の上にたって、古代の駅路についての考察がより可能となろう。そのような意味で、改めて輸入陶器の介在する地域を重要視したいと思う。（山本寿々雄）

## 16 総 括

以上各編について一応のべてきたのであるが、切合いによる複合された住居といい、河川氾濫の砂礫が住居址を埋めている状況といい、半折形の条里地割の中に通水造備の構築といい古代から中世にかけて生き抜く律令農民の生活の舞台が生き生きとよみがえってくるようである。

そこには墨書き土師器の中に読みとれる『老女』『田』『太米』『芋』に表現される農民像のようなものや『主』『令』『夫』にくみとられるような仕組みみたいなものが一步一步解きほぐされてくることが出来そうな考古学調査の収束であった。おそらく從来までの調査からではこれ程鮮明に条里地割の形が検出されてこなかったし、墨書き土師器への読みとりにおける予察さえもおこなえ得なかつたのに比らべて、やや具体的にそこに生きる人間くさを感じとれたような気がするのである。史料をもとに古代史学を進めていくのではないが、遺物を通じ古代律令社会のへんりんを問い合わせることができようかと思う。

3ヶ年を通しておこなってきた・宮町や、周辺地域考古学調査において得られた結果、古代の村は、一定の広がりをもった条里地割（即ち耕地）を含んだものと徹高地には、堅穴住居が散在し、氾濫原には以外と住居址が重なりあって（切り合い）存在しているようであることが明らかとなってきた。

そのことは丁度、東大寺領の道守村の場合のそれが、足羽川及び日野川の氾濫原に位置していると共に通している。沼の湿地その他を利用して用水溝をして整田が開かれていたであろうこの場合のそれと共に通しているであろうことを筆者はこの道守絵図を見て考えているが、古代甲斐國の扇状地開発も当然同類型のものであったのかも知れない。

限られた調査能力と期間からでは、聚落の景観はもとより、その規模なり、条里地割との関係など追求し得なかつたのであるが、より古代史実へ迫る何物かを考古学調査で見出したかったのである。さきにの

べておいたように、国府・国分寺・条里についての研究は三者を関連させての問題解決を提言していたのであるが、国分寺近辺に位置する今回の地割は、N $24^{\circ}$ -Eをもって埋没していることが明らかとなり、<sup>②</sup>石田茂作のいう、国分寺占地のうえで、条里区画の拘束せ受することには、甲斐國の場合あてはまらないのではないだろうか。

おそらくこのことは特殊な甲斐國の場合なのかも知れない。とすれば、その特殊なものは何であったのだろう。その主因には地形的に制約された自然環境によるものであったことが考えられ、氾濫原に重複する小窓穴やそれらへの河川砂礫の堆積をみても、その答は自から明らかであろうし、条里地割のその範囲も限定される状況下ではむしろ、より微高地へ高台にかけて安定した占地を求めたに違いないことが伺知することができる。そこには石田茂作のいう、國華として仰ぎ見るのによい地形・水害の憂いなく永久安穏の場所等あげているとおりである。なお、太田静六も指摘するとおり、地形は自ら東南より西北方へと漸次に下り勾配を有する様になり、従って寺址付近の景観は上野國分寺における如く余り單調に失すことなくして適度の変化を有することをあげているが、国分寺の創建自体、条里の制約を受けてはいないと見るべきであろう。

次に周辺地域の小笠式の住居の中には古い手の土師期のものが稀れである点をあげておきたいと思う。勿論、全地域の完全調査ではないので早々しい結論は導き出されないが、以外と平安中期以降のそれである点であることを一応あげておこう。そしてこの時期には輸入陶器とともに地元窯（藤岱窯）のものが使用されていることである。このことは地元における生産活動が需要をみたしていることと読みとるべきで東八代郡境川村藤岱の窯跡は崩壊しているので今日なお多くを語ることは不能であるが、重要な役割を演じていたこととなろう。筆者はかつて国分寺々城内出土の地元灰釉陶器を実見したことがあったが、そのかかわりあいのうえからも注目されるところである。

条里地割の中に検出された通水造構については初の例としてその尺度とともに問題提起するのであるが通水造構の石組集成の時期をその尺度から5世紀中葉から~6世紀前半とした場合、条里地割の中での一種の補修作業として用いた陶器破片の示す平安期の時期から凡そ600年間をよみとることが出来る。勿論予察の域を出ないまでも、末永雅雄の指摘する<sup>④</sup>『延喜式』の主税には池溝修理のことが全国的に見られ、大國四万束、上國三万束、中國二万束、下國一万束の稻をもって池溝の修理にあてている。当時の我國で行なわれた主要事業であり、この設けのないのは、飛驒・甲斐の山国と志摩・薩摩・備中の海辺5ヶ国のみであるのは通溝史上特に注意を要すると思う」としている点においてであるが具体的に物で示したこととなるのではあるまいか。

この通水造構についてみても勿論条里地割の中の空間の一部に検出をみたものであって想定延長地割の中にものこのようなものがあるに相違あるまい。このようにしてみると、やはり大がかりな修理作業ということになるであろう。とすれば、延喜式の主税にこそそのらなかつたものの池溝修理の中にあてはまるもの

の類ではないだろうか。

ちなみに『延喜式』主税の条には

甲斐國正稅公廨各廿四萬東。國分寺料二萬東。大安寺料一萬二千東。文殊會料二千東。堤防料二萬東。教急料八百東。浮糞料五百東となっている。

このように平安期の社会様相の一面を今回の調査結果読みとることが出来たことは、甲斐國古代史を知る手がかりのうえで大きな収束をみることが出来たものといえるのである。

平安中期の『和名抄』に国府は八代郡に在り、行程上二十日下十三日となっているところからみてもいづれ国府近在に一宮町があったことは事実であろうし、笛吹川水系が歴史の中で占める比重も大きいものがあったに相違ないであろう。

当時は、七道諸国へ官道である駅路が通じて中央と地方の結びつきがおこなわれていたのである。当時の甲斐國への路については、『延喜式』卷二八、兵部省諸國駅伝馬の条に「甲斐國駅馬・水市・河口・加吉各五疋」となっていて、この駅路についての論考も磯貝正義があげられているがその中で特に水市に関する考察を磯貝正義は上黒駒あたりに比定する方が妥当のように思うとされているが、確たるものがあるわけではない。

それらのことを併せ考えながら両三ヶ年におこなってきた、甲斐國國分寺周辺の緊急調査の結果から、水市というものを予察するとすれば、磯貝正義の前述した見方よりは、むしろ、勝沼バイパス杭No. 480地点の条里註群No. 3付近に見られる建築址遺構と思われるものを含めての地域によりその具体的なものが求められようかと考えている。

このことについては稿を改めて他の機会にふれよと考えるが、木簡の部片の破片や、現在残所する正倉院の白釉陶器、岡山県一宮の神力寺の白釉陶器と共に白釉陶器の蓋の一部片の検出がこの杭No. 480地点付近である点をあげておかなければならないであろう。

⑦ 要は古代の地方都市という環境の中で理解しようとするものであり、その古代都市復元可能も考古学調査の累積と大系化によって成しつげられるのである。

広域大型農道、勝沼バイパス道路建設工事によって一部は永久破壊に名を連ねてしまったが、その捨石としての考古学調査の結果は甲斐國古代史への接点を開いたことと理解されてよいのではあるまい。

(山本寿々雄)

#### 注

① 山 本 寿々雄	甲斐國埋没条里遺構等の調査所収	山梨県教育委員会	1973
② 石 田 茂 作	東大寺と國分寺		1966
③ 太 田 静 六	甲斐國國分寺伽藍の研究	考古学雑誌33の 8	1943
④ 宮 水 雅 雄	池 の 文 化		1972
⑤ 磯 貝 正 義	山梨県の歴史		1973
⑥ 山 本 寿々雄	埋没条里に近似した建築址遺構と思われるものについて	甲斐考古10の 3	1973
⑦ 同 上	- 考古学的視角による - 甲斐國地代都市の復元	〃 11の 1	1974

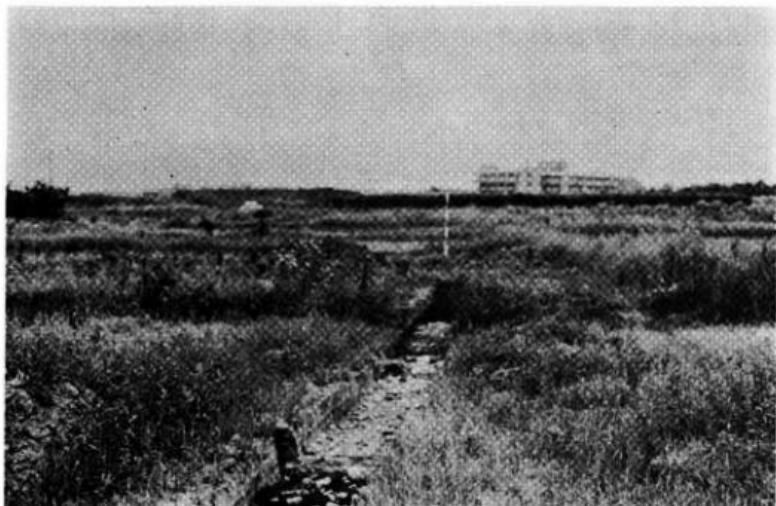
写真29 半折形条里地割がつづく一宮町鶯堂地内



写真30 半折形条里地割内を流れる用水



写真31 古代地方都市が眠る勝沼バイパスNo.480地点（石和町）



## 調査組織

調査団長 井出佐重（山梨県議会議長）

調査担当者 山本 寿々雄（日本考古学協会員）

調査員 菊島美夫（　　）

塙島由喜男（山梨県遺跡調査団幹事）

川崎昌宏（　　）

川崎金夫（　　）

森本圭一（県文化課主事）

調査補助員 竹内清志、里村晃一、河合良彦、松井仁美、田村正和、  
梅山朋子、齊藤教子、岡田山子、岡田奈美子、川口敏克、  
向山みどり、渡辺淳子、渡辺淳子、高坂裕子、勝俣弥生、  
五十嵐晴子、鈴木真理（以上都留文科大学生）山本敏子

調査協力者 一宮町坪井区、同竹原田区、同東原区、石和町中川区、一宮町  
教育委員会、一宮町企画室、建設省甲府工事事務所

事務局 山梨県教育庁文化課

文化課長 駒井二郎

文化課長補佐 田草川昇

副主幹 山口善一

文化財係長 波木井市郎

昭和49年3月30日 印刷

昭和49年3月30日 発行

—勝沼バイパス道路建設に伴なう—

**古代甲斐国考古学調査**

発行所 山梨県教育委員会

印刷所 少国民社

